

平成19年2月20日(火)

於・水産庁中央会議室

第18回水産政策審議会企画部会速記録

水産庁

一 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成 19 年 2 月 20 日 午後 1 時 30 分

閉会 平成 19 年 2 月 20 日 午後 4 時 30 分

二 出席した委員の氏名

石井 勇人 小野征一郎 西橋久美子 原田 厚 福島 哲夫 宮原 邦之

山下 東子 伊藤 裕康 平野 重美 増井 好男 婁 小波

三 諮問事項

水産基本計画の見直しについて

四 議事

1、開 会

1、資料説明

1、意見交換

1、閉 会

開 会

小野部会長 定刻になりましたので、ただいまから第 18 回水産政策審議会企画部会を開催いたします。

まず、委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第 8 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員 11 名中 7 名の方が出席されており定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は適法に成立いたしております。また、特別委員は 5 名中 3 名の方が出席しております。

本会議は、公開されており傍聴者もお見えになっております。また、議事録につきましてもすべて公表することになっております。

なお、本日の会議は 16 時半ごろまで予定しておりますので、御協力ください。

カメラはここで退室願います。

本企画部会では、委員の間での積極的な御議論を中心に進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

資 料 説 明

小野部会長 それでは、議事に入ります。

本日は、審議会からの答申に向けた企画部会での最後の議論の機会になりまして、「新水産基本計画（案）」と「漁業の生産構造と経営展望」を議論したいと思います。後者は今度初めて出たものだと思いますが、「新水産基本計画（案）」は、前回の企画部会で活発に議論していただきましたが、その骨子（案）について、委員の皆様からいただいた意見を踏まえ事務局で作成したものです。文章化されています。また、本基本計画につきましては、本日の審議を経て、3月8日の水産政策審議会、本審において答申されることになっております。

それでは、事務局より資料の説明をお願いいたします。

坂井企画課長 企画課長でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の資料ですが、後ほど議論を行う順番としまして、「漁業の生産構造と経営展望」の方から議論を行っていただく予定にしておりますので、資料の順番は前後しますが、資料 4 から御説明させていただきたいと思います。

我が国水産業の将来展望の確立を図るということで、「沿岸漁業の生産構造」、また、「沿岸漁業」、「沖合・遠洋漁業の経営展望」といったものを提示をしていくということで骨子にも盛り込ませていただいております。

資料 4 を 1 枚めくっていただきまして、まず「沿岸漁業の生産構造の展望」、1 ページでございます。平成 15 年で沿岸漁業全体、沿岸の漁船漁業、定置網漁業、海面養殖業、合計で 12 万 5,000 の経営体

が存在しております。これをこれまでのトレンドで展望しますと、平成 29 年、趨勢によりますと 7.7 万経営体に減少することが見込まれます。こういった中で、効率的かつ安定的な経営体は、他産業並みの所得を確保する水準にある経営体でございますが、その数が平成 15 年で 1.5 万でございます。この 1.5 万の経営体を平成 29 年の展望といたしまして、1 万増やして 2.5 万まで増加させたい。これで見えていただきますと、平成 15 年で 12.5 万経営体のうち 1.5 万のシェアを占めています効率的かつ安定的な経営体を 7.7 万のうちの 2.5 万、3 割程度の水準のレベルまで増やしていこうということでございます。

この結果として、全体の生産金額に占める効率的・安定的な経営体のシェア、62%強のものを約 8 割程度に引き上げていく、それによって水産物の安定供給を確保する、そのために必要な生産構造を実現していくというのが沿岸漁業の展望でございます。

これが結論でございます、2 ページ以降で詳しく説明させていただきたいと思っております。

2 ページはこれから説明することの概略でございますが、沿岸漁船漁業、定置網漁業、海面養殖業で、経営体数、あるいは効率的かつ安定的な経営体が全体に占めるシェアが現在でも相当程度異なっております。この生産金額に占めるシェアを見ていただくとお分かりいただけますように、沿岸漁船漁業の方で 25%と非常に低いレベルになっております。そういった水準をどこまで上げていくかというのがこの生産構造のキーポイントになっております。

3 ページでございますが、沿岸漁業の経営体のうち、先ほど申し上げましたような他産業並みの所得、これは各県別に計算しまして、相当する所得がある主業的漁家、これは注のところにございますが、65 歳未満の方がいらっしゃる漁家でございますが、そういった経営体、効率的かつ安定的な経営体ですが、現状では数では 10%強、この表にございますように 11.7%という水準です。これが漁船漁業の場合、10 トン未満の漁船を使った漁業の場合は、このシェアが 5%程度、定置網なり海面養殖業では 3 割を超えていることと際立った違いがあるところでございます。

4 ページをご覧くださいまして、先ほど若干説明しましたが、こうした効率的かつ安定的な経営体の生産金額が、全体の生産金額の中でどの程度かという点ですが、ここでも大きな違いがございます、漁船漁業の場合は 25%を占めているのに対し、定置網、海面養殖業の場合はそれぞれ 8 割前後ということで、既に効率的かつ安定的な経営体によって相当程度の生産が担われている状況にある。この点が大きな違いがあるところでございます。

5 ページに行きまして、それではこの生産構造を安定的なものにしていくという観点から、どの程度効率的かつ安定的な経営体のシェアを増やしていくことが必要かという点で、一つの展望として示したものが 5 ページでございます。沿岸漁船漁業 25%を 7 割まで上げていく、また定置網、海面については、現在よりもある程度上げるということで 9 割を目指す。これによって沿岸漁業全体で 8 割が効率的かつ安定的な経営体によって担われる生産構造を目指すということでございます。

また、こういった生産構造を目指す上で、6 ページでございますが、効率的かつ安定的な経営体の数を一定程度増加させる。具体的には沿岸の漁船漁業について、約 1 万経営体増やして沿岸漁業全体

で2万5,000、全体の3分の1程度の経営体を効率的かつ安定的な経営体にまで育てていくことがこの生産構造展望を実現するために必要だということでございます。

以上が沿岸漁業の生産構造の展望でございます。

次に7ページでございますが、こういった全体像を前提としまして、それでは非常に多種多様な漁業が行われている沿岸漁業の経営について、どのような展望が示せるかという点でございますが、これは経営体数や生産量、生産金額が多い漁業種類、特に家族型経営に着目しまして、ここにございます6種類の漁業について経営展望を作成しております。これは経営状況が比較的良好な経営体のデータを基礎としてモデル的に作成したものです。あくまでも実際に経営改革に取り組むに当たっては、各地域の実情あるいは個々の経営体の状況を十分に勘案することが必要ですし、今後、すなわちこの経営展望がダイレクトにそれぞれの地域で適用できるというよりは、これを参考にして各地域の実情、経営の現状を踏まえて、また、これを参考に経営改革の取組を進めていただきたい、その手がかりとしていただきたいということでございます。また、今後、経営改革がどのように進展していくか、あるいは新技術の開発など、新たな要因に基づいてこういった経営展望につきましては随時改良していくことが必要だと考えております。

8ページ、この経営展望の作成方法でございますが、まず経営としての継続性の確保ということで、漁業に必要な代船建造、基本的資産につきまして、20年で更新する、減価償却を可能にするということをご前提としております。すなわち借り入れによって船を購入する、基本的資産を借り入れで賄った場合には、20年でこれを返還することが可能なことを念頭に置いております。また、次期投資に要する資金として、必要投資額の2割を内部留保として可能とするということをご前提としております。

そういった上で2番目の点として、他産業と遜色のない水準の所得の確保としまして、ここでは漁業者自身の所得として500万円、従事者の給与として400万円の水準を前提として計算しております。その上でそれぞれの漁業の水揚げ金額を計算いたしまして、また、経営改革努力によって、経費の削減を前提として、説明しましたような内部留保や減価償却を可能にするようなモデルを作成したわけでございます。

9ページに総括表がございます。更新周期につきましては今申し上げたように20年、また、それぞれの漁業の特徴を踏まえまして、従事者数については1人から5人ということで前提を置かせていただいております。

以下、それぞれの資料がございますが、最初の1例、10ページの小型底びき網漁業について説明させていただきます。

5トン未満船の概要につきましては、御案内のように典型的な操業形態であり、現在約8,000の経営体が小型底びき網漁業、5トン未満船の漁業に従事しているわけでございます。ちなみに漁業法上の取り扱い、法定知事許可漁業でございます。

ここでは、乗組員1人のケースを想定してございまして、基本的な資産としては漁船及び網ということになりますが、漁船はおおむね20年、先ほど申し上げたような前提で更新期を設定しまして、網に

についてはおおむね5年ということで、こうした資産の更新に必要な費用として20年で2,500万円と想定しております。これは漁船について1,700万円、網については200万円ということで、5年周期ということですので、20年間に4回切り替える必要がある、新しくする必要があるということで800万円。1,700万円プラス800万円ですと2,500万円と設定しているところでございます。1年に要する減価償却は、従いまして平均125万円と設定しております。

その上で、収入金額につきまして1,027万円、この収入金額のもとで、先ほど申し上げたような内部留保なり減価償却を可能とするために、支出につきまして、燃油代から資材費についてこの程度の金額に抑えていく。逆に申し上げれば、こういった努力によって継続的な経営が可能になるということで、このような展望を作成しております。

11ページの下にございますが、収入面の努力としては、消費者や流通のニーズに合った魚種を漁獲する、品質管理で付加価値の向上を図るといった点が挙げられます。また、支出面におきましては、燃油の高騰に対応して省エネルギーに取り組む点を中心になってくるということでございます。もちろん、こういった経営改革に当たっての努力につきましても、これは事例でございますので、各地域での実情に合わせて、あるいは創意工夫によって各般の取組が期待される必要となってくるところと考えられます。

以上のように、全部で10種類の漁業種類、規模も含めて10パターンにつきまして、養殖も含めて、沿岸漁業の経営展望を作成いたしました。この作成に当たりましては、関係の漁業者団体の御協力を得て、できる限り現場の実態を踏まえて作成しておりますが、いずれにしても御案内のように各地域で極めて多様な漁業が営まれておりますので、冒頭申し上げましたように、これをダイレクトに適用するということではなく、参考にさせていただいて、それぞれの経営改革の手かがりとしていただくということが必要だと考えております。

それでは、ちょっと飛びまして30ページでございます。遠洋・沖合漁業につきましても経営展望をここで提示しております。

遠洋・沖合漁業につきましては、御案内のように指定漁業、許可において営まれております。隻数も沿岸漁業と比較すれば極めて限定されておりますので、全体としての生産構造ではなく、それぞれの漁業種類の経営展望をここで示しているところでございます。位置付けにつきましては沿岸漁業と通ずるところがあると思います。それぞれ現場の経営改革の取組に当たっては、各地域の現状、今後の変化等を勘案して取り組むことが必要ですし、今後ともこういった経営モデルについては、状況の変化によって見直していくことが必要であるということでございます。

31ページを開いていただきまして、遠洋・沖合漁業の経営展望の作成方法でございます。

まず経営の継続性ということで、更新周期20年で基本的資産を更新する。また、約2割の内部留保を可能にするということで、この点は沿岸漁業と同様でございます。

また、経営モデルの作成に当たって、31ページの下半分にありますような5つの点を前提条件としております。 にございますように、当該漁業の水揚げを収入としておりますが、量の増加ではなく

付加価値の向上による収入増を想定するとともに、経営改革努力によって、主要な経費の支出を削減するという前提でモデルを作成しているところでございます。

32 ページに総括表がございます。このうち、最初の 33 ページ、34 ページでございます大中まき網漁業について簡潔に説明させていただきます。漁業の概要につきましては、ここにございますように網船 1 隻に附属船として火船又は探索船 1 隻から 2 隻、運搬船 2 隻から 3 隻、それぞれの地域によって違いますが、計 4 隻から 6 隻で船団を組んで操業を行う方式が標準的でございます。

経営モデルとしては、東海黄海海区における大中型まき網漁業（網船 135 トン型）を想定しております。ここでは 3 船団によって協業化の取組を行う場合、具体的にはこの経営モデルの 4 行目でございますが、3 船団で 5 隻使用するという事で、1 船団当たり 1.67 隻、すなわち現行の 2 隻から 3 隻から 1.67 という事で、最大の場合には半分に減らすということでコストダウンを図っていく。

それ以外にも、火船を 1 隻削減するという事で、収支構造の 3 行目をご覧くださいと、現在の支出 9 億 2,100 万円から、このような火船の 1 隻削減、運搬船の協業化の努力によりまして 7 億 8,200 万円ということですので、ここでは 1 億 3,900 万円ほど年間のコストを削減するモデルによりまして、内部留保として 20 年間で次期投資の 25%、先ほどの基準である 20%を 5%上回っておりますが、そのような経営を可能にするモデルとして構成させていただいているところでございます。

以下、沖合底びき網漁業等について同様の手法でまとめたものでございます。

以上が漁業の生産構造と経営展望でございます。

それでは、資料の説明につきまして続けて一通り説明させていただければと思います。資料の 3、長くなって恐縮ですが、「水産基本計画」本体でございます。前回頂戴いたしました意見を踏まえて骨子に肉付けしたものでございます。事前にお配りしておりますので要点のみ説明させていただきたいと思っております。

まず、1 ページは「まえがき」でございますが、ここでは前回の水産基本計画を策定した経緯から、初めて今回の基本計画策定に至る経緯、特に今後 10 年を見通して定めるものであるという、水産基本計画の位置付けについて説明しております。

目次にちょっと戻っていただきまして、「まえがき」がありまして、第 1 で「基本的な方針」、第 2 で「自給率の目標」、第 3 で、次のページですが、「総合的かつ計画的に講ずべき施策」、第 4 で「水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」という構成になっております。これは水産基本法の規定に基づいた構成でございます。

ということで、2 ページに戻っていただいて、第 1 の「水産に関する施策についての基本的な方針」でございますが、ここでは、5 年前に水産基本計画を策定いたしましたので、その後の変化を中心に、どのような情勢の変化が起きているかという点について大きく 5 点、これは中間論点整理で取りまとめた事項にさらに加筆をしたものでございますが、まとめてございます。

(1) が水産物の重要性和消費流通構造の変化。特に 2 段落目の 4 行目で、近年、子どもに敬遠されていること、調理が面倒なこと等を原因として、「魚離れ」が進行している。こういった点で、これ

までのトレンド、傾向を踏まえるとともに、特に最近の傾向につきまして記述しております。そういった意味で、前回御指摘いただいたことを踏まえて、これまでずっと続いてきたトレンド、最近起きたトレンド、その辺をできる限り踏まえて整理したということでございます。

3ページ、国際化の進展と水産物の世界需要の高まりということで、ここでも3段落目で、最近特に輸出がふえている、あるいは「買い負け」といった事態も生じているといった点について、最近の出来事を記述しているところでございます。

(3)番目が資源状況の悪化、(4)番目が漁業生産構造の脆弱化、そして、(5)番目が水産業・漁村に対する国民の期待の高まりということでございます。

先ほど申し上げましたように、この構成は中間論点整理でまとめていただいたものと同じでございます。

次に、4ページの2で水産政策の改革の必要性ということで、この基本計画で目指す方向性につきまして簡潔に説明させていただいております。先ほどの構成にございますように、第3で「講ずべき施策」について記述させていただいております。

ここでは、水産基本計画でそれぞれ計画を定めるべき事項、施策について明記されておりますので、そういった意味では、そういった施策を網羅的に記述することが必要な面がございます。そういった意味において各般にわたる、あるいは総花的にわたる面がもちろんあるわけでございますが、そこは水産基本計画の位置付けとしまして、全体を確実に網羅する、それは基本法の規定に基づいて作成するものでございますので、そういった意味で、この4ページの2におきまして、今後の方向性を大きな形でまとめる、あるいは言葉としてはグランドデザインを示すという形で、ここでは簡潔に今後の政策改革の方向性について、1ページ弱で整理させていただいているわけでございます。資源の問題、経営の問題といった点を含めて記述させていただいております。

第2が、前回御議論いただきました「水産物の自給率の目標」ということで、ここではまずこれまでの取組、前回、水産物の自給率の向上を現行の基本計画に基づいて図ってきた経緯について検証しております。7ページには漁業生産面での検証、特に にごございますように、漁業生産量が増大していない要因としてどういうことがあったか、これについても既に分析をしたところですが、簡潔に整理しております。

また、8ページから9ページで水産物消費面の検証、特に9ページの で消費量が減少している要因について分析しているところでございます。

その上で、9ページから水産物の自給率目標に関する基本的な考え方として、自給率目標の意義、また、目標に当たったの考え方ということで、特に10ページの後段でございますが、天然資源の特徴から、水産物自給率については、やみくもに増大を追求するということではなく、あくまでも水産資源の持続的な利用を確保しつつ最大限の生産を実現するといった点、これも中間論点整理に至る過程で議論をいただいた点ですが、こういった点について明確に記述しているところでございます。

また、この水産物の自給率の向上に向けて重点的に取り組む事項として、12ページ以降に漁業生産、

水産物消費、また、13 ページにあるような関係者の取組、役割として、国だけではなく地方公共団体、漁業者、漁業者団体、そして食品産業事業者、消費者・消費者団体ということで、それぞれの立場で御努力いただきたいことについて整理しております。

その上で、14 ページ以降に、具体的な水産物の自給率目標として、持続的な生産目標、望ましい水産物消費の姿、そして自給率目標ということで、前回御説明した魚介類（食用）、魚介類（全体）、そして海藻類の平成 29 年度の自給率目標を設定しているところでございます。

次に 16 ページ以降で、「総合的かつ計画的に講ずべき施策」ですが、今回の水産基本計画につきましては、A 3 の大きな紙で前回は御説明させていただきました。今日もお配りしていると思いますが、6 本柱で整理して、できる限り分かり易く読みやすい基本計画にするということで、そういった点では基本的な構成から前回の基本計画とは大きく変更したところでございます。

まず、資源の回復・管理の推進ということで、16 ページでございますが、水産資源に関する調査及び研究を推進する。特に、資源評価・予測の精度の向上ということで、TAC・TAE 魚種、対象魚種などを中心として、重点を置いて資源評価・予測の精度の向上を図っていく、あるいは地球環境変動の影響、また、17 ページに行きまして、資源情報の積極的な提供、これは中間論点整理に至る過程でも御意見をいただきましたが、生産流通関係者だけではなく、また国民の理解を促進する観点から、我が国周辺水域における水産資源の全体状況を含めて、できる限り分かり易い形で情報提供を行うということでございます。

また、排他的経済水域等における資源管理としまして、TAC、TAE の設定管理により漁業活動を適切な水準に管理する。また、TAC、TAE 対象魚種の追加について検討を行うこと。さらに前回は御議論いただきましたが、漁獲量の個別割当方式につきまして、前回骨子では、まさに骨子として書かれていたところでございますが、漁獲競争の抑制や計画的な漁獲活動の促進の面で効果が期待されるという点、また、遵守徹底が難しいといった問題があること、こういったところを踏まえて、その導入について検討するというところで記述しているところでございます。

このほか、「ポスト資源回復計画」、回復した資源について今後どのように維持安定を図っていくか、そういった新たな枠組みを導入する点についても明記しております。

また、ウで、密猟等の違反防止対策の強化と漁業調整の円滑な推進ということで、18 ページでございますが、密猟等に対する罰則の引き上げ、行政処分の厳格化、都道府県の漁業監督吏員の捜査可能区域の拡大。ちなみに罰金の引き上げと漁業監督吏員の捜査可能区域の拡大につきましては、今通常国会で、漁業法等の一部改正案を提出して、実現させる制度改正に取り組む事項でございます。このほか、漁業調整の円滑な推進を図る点についても、今回基本計画に明記したところでございます。

また、18 ページの(3)の国際的な資源の問題でございますが、御案内のようにマグロの全体会合の開催という形で、我が国がリーダーシップを発揮して、イにございますように、IUU 漁業の取り締まり等強化していくという点を明記したところでございます。

このほか、19 ページの海外漁場の維持・開発と国際協力の推進。

また、(5) にございますような海面・内水面を通じた生育環境の改善と増養殖の推進。特に、森から海を通じた環境改善の推進ということで、新しいコンセプトで環境保全に取り組んでまいります。19年度からは、広葉樹林化等を取り入れつつ、漁場保全の森づくりを進める。こういった新たな取組も行っていくということで明記しているところでございます。

20 ページに参りまして、漂流・漂着ゴミ、関係省庁による対策、また、藻場・干潟の減少を食い止めるための造成・保全、あるいは維持管理活動の促進といった点を記述しているところでございます。

また、イの野生生物による漁業被害防止対策の推進は、現在の基本計画策定以降、特に顕在化してきた問題でございます。また、鯨類の大型生物による有用資源の捕食の問題についても記述しているところでございます。

ウが、環境・生態系と調和した増殖の推進ということで、可能な限り多くの親魚から種苗を生産することによって遺伝的多様性の保全に配慮した増殖手法の開発を進める、あるいは放流効果の科学的な検証を実施していくという点。

また、エの持続的な養殖生産の推進でございますが、漁場改善計画の策定を促進して、漁場環境の悪化を招かない持続的な養殖生産を実現していくこと。

さらには 21 ページでございますけれども、優良な養殖種苗の安定供給を図るため、増殖における放流種苗の生産技術や施設を有効活用すること。また、クロマグロ等、現段階では人工種苗の生産が困難な魚介類について、種苗生産技術の開発。また、魚粉の高騰という状況がありますので、魚粉の含有率が低い飼料の開発によるコストダウン。さらには、将来的に水産物の需給が世界的に逼迫される状況に対応して、より効率的な漁場利用に向けて大規模養殖や波浪の強い地域での養殖のために必要な技術の開発や利用を促進する、といったように、養殖についても各般の施策の方向性を示しているところでございます。

2 番目の柱が、経営体の育成と漁業就業構造の確立でございます。まず、先ほど御説明しました生産構造の展望、漁業経営の展望をモデルとして示す点が 1 点。

また、22 ページでございますが、(2) の経営体の育成・確保に向けた施策の集中ということで、1 つは、アにあります漁船漁業構造改革対策の推進、平成 19 年度から 50 億円の予算で取り組むことにしております。

また、イにございますように新しい経営安定対策の導入ということで、こちらにつきましては平成 20 年度、すなわち来々年度を目途に漁業共済制度を活用して、経営改善に積極的に取り組む経営体を対象として、積立方式で新しい経営安定対策、実効性の高い仕組みを構築する点について明記しているところでございます。

また、ウの融資・信用保証等の経営支援施策の充実でございますが、後段にございますように、漁業信用基金協会につきまして、健全性基準の設定などの可能とする制度改正、これは水産業協同組合法などの改正ということで、これも本通常国会に法案を提出して制度改正に取り組むこととしております。

また、(3)の燃油等の漁業生産資材費の低減に向けて、漁協系統、資材メーカーを始めとする関係者による取組、漁業生産現場での取組を促進することについて明記するとともに、そのほかの資材、例えば漁船についても、標準船型の導入等によって漁業収益に応じた船価の実現を図る点について記述しているところでございます。

24 ページ、活力ある漁業就業構造の確立ということで、漁業外も含め新規に就業を促進する、あるいは他産業からの参入も含めて再チャレンジ、新規参入を促進する点。

さらには、海技士等の資格取得の円滑化によって、漁船漁業の将来を担う船舶職員の養成を図る。漁業の労働環境の改善、設備基準の改善等。

また、水産教育ということで 25 ページでございますが、水産に関する高校・大学等を通じた実践的な専門教育の充実と、こうした専門知識を生かした雇用や就業を促進する点について。

また、オの女性の参画や高齢者の活動の促進につきましては、具体的に女性の水産業に参画する機会を確保するための環境整備として、研修や情報の提供、また、漁業協同組合の役員への登用。これは具体的な参画目標を策定し、その達成に向けた普及啓発を推進する点について具体的に記述しているところでございます。

各漁業種類の課題への的確な対応として、遠洋、沖合、沿岸、規制緩和等を含め記述しております。

また、海面養殖業につきましては、消費者との交流やトレーサビリティ・システムの活用によって、漁場環境にやさしく消費者の信頼にこたえる養殖業といったことを第三者により認証する仕組みの構築の点も含めて検討していくこと。

また、次のページでございますが、過密養殖が行われている漁場と利用度が低い漁場が混在しているような状況、漁業権の利用度合いにアンバランスが生じている場合がある。こういった場合、あるいは沖合域が養殖漁場として未利用であること、こういったことに対応して、より広域を対象とした漁場の総合的かつ効率的な利用を図るための具体的な方策について検討していくこととしております。

3 番目の柱が、加工・流通・消費施策の展開でございます。ここでは前回御指摘をいただきましたように、サプライチェーンの発想のもとで、漁業、水産加工業、水産流通業の提携を強化するということで、例えば、(1)以降の対策を講ずることとしております。

(1)が産地の販売力と流通の効率化・高度化ということで、2つの大きな柱として、まず市場を核とした流通拠点の整備、その中では電子商取引による機能的な統合を含む産地市場の統廃合、あるいは産地市場と消費地市場との垂直統合など、あるいは市場運営改善、市場の機能を生かして競争力の高い流通、生産を確保していくという点が1点。

また、イにございますように前浜と消費者をつなぐ多様な流通経路ということで、産地直送を含め多様な流通経路を作っていく。その際、魚の旬などの情報を積極的に伝えていくことが記述されているところでございます。

29 ページに至りまして、水産物調整保管の適切な実施など。

また、(2)の水産加工による付加価値の向上ということで、調理に手間のかからない商品を初めと

するニーズに合った新製品の開発等、あるいは水産加工残滓の効率的な処理システム。

また、小売部門の強化として、最近お魚屋さんが減っているということで、魚の調理方法に関する情報が伝わりにくいという点を踏まえて、魚の旬とか栄養特性等に関する情報提供の充実、これを担う人材の育成、30ページでございますが、そういった点について記述しているところでございます。

また、(4)の輸入・輸出につきましては、特に輸出戦略として、HACCP手法の導入を初めとして衛生管理体制の強化によって輸出をさらに促進していく。輸出戦略の積極的な展開について整理しているところでございます。

加工・流通・消費の関係では、31ページの(5)が結びでございますが、消費者との信頼のネットワークの構築を通じた消費の拡大、あるいは食育の推進、安全、消費者の信頼の確保の問題。また、消費者への情報提供の充実ということで、インターネットやマスメディアの活用。さらには水産エコラベル、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを消費者に示すためのラベルでございますが、こういった水産エコラベルにつきましても、前回御意見をいただきましたが、漁業者の取組を促進する点について位置付けているところでございます。

32ページ、4点目が、水産業の未来を切り拓く新技術の開発及び普及ということで、1つは省エネ等現場のニーズに対する新技術の開発・普及でございます。また、冷凍技術など水産物の付加価値向上に資する技術、現場のニーズに合った新技術の開発・普及ということ。また、指定漁業の許可におきまして、漁業生産力の発展に特に寄与すると認められる試験研究、または新技術の企業化を行う漁業者に対して許可の特例を設ける。これも漁業法の制度改正として取り組むこととしております。

また、バイオマス資源の利活用、知的財産の保護といった点がございます。

5点目は、漁港・漁場・漁村の総合的整備と多面的機能の関係でございますが、増養殖から漁獲、加工流通まで一貫した水産物供給のシステムを構築する観点から、それを支える漁港と漁場の一体的な整備を推進する。その際、総合的なコスト縮減を図っていくことによって事業の効率的な実施を図ることが重要となっております。

ここでも、制度改正といたしまして、アの我が国周辺水域の資源生産力の向上、一番下にありますが、国が主体となった漁場整備事業を行うため、漁港漁場整備法の改正に取り組むこととしております。

34ページでございますが、安全で活力のある漁村づくりとして、防災力の強化、生活環境の向上、また、新鮮な水産物などの地域資源を生かした漁村づくりと都市と漁村の交流、共生の促進がございました。

35ページでございますが、(3)の漁業と海洋性レクリエーションの調和。紛争の予防・解決の促進を図るために、海面利用協議会の役割・位置付けを見直し、海区漁業調整委員会との連携を強化する。さらには、地域で定着しているルールを公的規制に順次移行していくということで、具体的な方向づけについて記述しているところでございます。

水産業・漁村の有する多面的機能の発揮ということで、35ページから36ページにかけて、平

成 17 年からスタートした離島漁業再生支援交付金の着実な推進を図っていくこと。また、漁業者を中心とする環境・生態系保全活動につきまして、こうした活動を促進する方策の確立を図る点について記述されているところでございます。

最後に、水産関係団体の再編整備でございますが、組織・経営・事業の改革として、まず 20 年 3 月に施行期間が終了する漁業協同組合合併促進法の仕組みを活用しまして、国と都道府県とが一体となって合併の加速化を図る。また、36 ページの一番最後でございますが、漁協の運営や漁業権の管理において漁業者の意思が一層的確に反映されますよう、組合員資格審査の適正化等のための制度改正を行うため、今国会で法案を提出するための作業を進めているところでございます。

37 ページ、これも制度改正でございますが、事業部門別の損益状況の開示義務化等の法律改正、制度改正に取り組むほか、漁協経営に関する青年・女性の参画を促し、あるいは漁協系統における役員の定年制・任期制の導入に向けた自主的な取組を促進していく点、こういったことによって人材の育成も図っていくという点について明記しているところでございます。

最後に、第 4 の「施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」としまして、5 点、メリハリの効いた分かり易い政策体系の構築と透明性の確保、2 点目として消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点からの施策の展開、事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進、財政措置の効率的かつ重点的な運用。

そして 39 ページの 5 番目に、改革の工程管理・施策の改善と効果的・効率的な施策の推進体制の構築ということで、施策の具体化に向けた手順と実施の時期を明示した工程表を作成・公表して工程管理を実施していくということで、新しい取組をすることとしております。

以上が水産基本計画の内容でございます。

最後に、参考資料としまして「水産基本計画の骨子」、また、いわゆるパブリックコメントを行いまして、現在までにいただいた意見の概要と意見に関する考え方についてまとめてございます。

「消費者の視点からの施策が目立つ。」といったような意見がございましたが、例示的に説明しますと、もちろん消費者の視点からの施策も目立つということで書いているわけでございますが、生産者サイドからの取組も多く記述している点。あるいは、森林整備、栽培漁業の点につきましては、今回の基本計画でも重点的に盛り込んでおりますが、こういった点について水産基本計画における位置付けを踏まえた考え方、対応につきまして整理をさせていただいているところでございます。

また、参考資料 2 としまして、本日御欠席の長谷川委員、森川委員からそれぞれペーパーで御意見をちょうだいしておりますので、御参考にしていただければと思います。

以上で説明を終了させていただきます。

意見交換

小野部会長 長時間どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を受けまして活発に意見交換をしていただければと思いますが、最初に、漁業の生産構造と経営展望、この水産基本計画の前提ともなるべきものですが、その議論から行いたいと思います。

それで、この横長の「漁業の生産構造と経営展望」というのを開いていただきますと、復唱を兼ねて簡単に見ますと、最初に、「1. 沿岸漁業の生産構造の展望」、これはいわば総論に当たる部分ですが、これが全部で6ページぐらいありまして、それから、大きな2として「沿岸漁業の経営展望」ということで、まず漁業種類、それから作成方法、それから各漁業種類の中身ですね、これが小型底びきから始まりまして、かなりの業種が入っています。業種もいか釣りなんかがいい例ですが、いろいろタイプ分けしてありまして説明がついています。それから、それが終わって養殖にあります、大きな3、「遠洋・沖合漁業の経営展望」という形で、今度は沿岸に対してといいますか、沿岸漁業の次に遠洋・沖合の経営展望が述べられています。

以上が全体の構成ですが、全部で40ページ近くあるわけですが、これを一度に全部扱ってもしようがないので、一応幾つかに分けて、まず大きな1の「沿岸漁業の生産構造の展望」、これは現状から政策によってこうするんだという形で整理されていると思いますが、まず1ページから6ページまでについて御意見、御質問をお願いしたいと思います。

宮原委員。

宮原委員 沿岸漁業、それから次の2のところでも沿岸漁業の経営展望をまとめていただいたことに、まず感謝を申し上げたいと思います。そこで、「効率的かつ安定的な経営体」という言葉がしきりに出てきているわけでございまして、3ページのところの下に、他産業並みの所得又は主業的漁家ということで注書きが書いてあるわけでございしますが、ちょっと申し訳ないんですけど、8ページに、他産業と遜色のない水準というのは500万という表記があったものですから、この6ページまでに限定してということならば、この効率的かつ安定的な経営体というものの考え方を、500万というふうな一つの線で切って考えるのも一つの手法かも知れませんが、地域差、また実態もかなりあるわけでございまして、今後、基本計画の方では20年に新たな経営対策を打つということでございますので、この問題についてはかなり議論させていただきたいという御要望を申し上げたいと思います。

小野部会長 500万円ということについて、特に議論したいということですか。

宮原委員 500万という一つのバーを設けていくのではなくて、いろんな実態があろうかと思しますので、そういった御議論をしていただきたいというお願いでございます。

小野部会長 希望ですね。分かりました。

そのほか。今の宮原委員の御希望についてでも結構ですが、御意見がございましたら。

増井特別委員 ちょっと疑問に思ったのが一つあるんですけど、ただし、目標はかなり高く立っているのがいいということで、特に沿岸漁船漁業の場合ですけど、現実には5,027経営体のところが1.5万経営体ぐらいですが、1万経営体をアップするという大きな目標になっているんですけど、我々も区分するときに、希望するときに、要するに現状の数字をちょっと底上げすれば上がってくるとい

うレベルのものと、かなり努力しなければ上がれないレベルという、いわゆる階級差があると思うんですけれども、その辺のところは考慮されてこういうような目標が立てられたのでしょうか。一気にこう上がるということは何もあり得ない。希望的のはいいいんです。要するに希望、目標は高く掲げないといけませんから、それは結構なんですけれども、余り乖離があり過ぎるとよくないという心配なんです。

小野部会長 5,027 から 1万 5,000 というのは、ちょっとということですね。

坂井企画課長 十分なお答えになるかどうかあれですけれども、この今の 5,000 の経営体、あるいは 5,000 に至っていない残りの経営体、階層的にいろいろ分布しているところがございますが、このモデルでは最終的な姿として、この生産金額の中で 7 割程度を効率的かつ安定的な経営体で担うということを目指にしまして。そうすると漁船漁業全体で 8 割程度、これがおおむね効率的かつ安定的な経営体によって担われたということが言える目標レベルだというふうに位置付けは可能だと思いますので、そういった中からまず 7 割という数字が出てきます。

現行の効率的かつ安定的な経営体当たりの漁獲金額は固定した上で、この程度の経営体の増加、1 万が必要だということで算定しておりますので。その際には、下からドーンと上がる人もいれば、少しの努力で上がった人もいるということになるとと思いますが、それぞれ内訳でどの程度くるかということは、特段想定しておりません。

それから、もちろん効率的かつ安定的な経営体数の増加によってこの 7 割が担われるということで計算しておりますが、これは一経営体当たりの漁獲金額がふえていくということでの達成の道ももちろんあるわけでございますが、ここでは漁獲金額、そのパターンはさまざまになりますので、漁獲金額を固定した上で増やすとするとこの 1 万。最終的な姿としては、これもちょっと仕上がりとして非常に数字がきれいにでき過ぎていると言えればでき過ぎているんですが、この 7 万 5,000 の中で 3 割、3 分の 1 が効率的かつ安定的な経営体。経営体の数の趨勢につきましては、これはもう純粋科学的と申しますか、このトレンドで出した数字で客観的に出てくる数字ですので、こういった中で 3 分の 1 が効率的かつ安定的な経営体、また、金額ベースでは 8 割程度といった姿が一つの展望として示されるということで示したところでございます。

小野部会長 婁委員。

婁特別委員 効率的かつ安定的経営体という概念ですけれども、私は非常にこれは大賛成で、安定的経営というのは非常に大事だというふうに思っております。ただ、今話が出てきましたように 500 万円というラインの問題もあるし、あともう一つこの 500 万の中身だと思うんです。ここは要するに漁獲、水揚げというふうに念頭に置いていると思うんですけれども、実際、漁家経営ということ考えた場合に、仮にこれから一つの推進方法として例えば多様な販売経路とか、付加価値向上とか、加工とか、そういう形での所得の向上というのも十分あり得るわけですね。沖合漁業は付加価値向上という形が言われているんですが、ただ、沿岸漁家でも実際にこれから、所得向上という形で経営の多角化という、水揚げだけではなくて、というような形での所得向上の方策もあるはずで、そこら辺は

どういう扱いをしたらいいのか。余り広げると第二種兼業とかいろいろやってきてまた問題が出てくると思いますけれども、漁業活動とか漁業に限定した販売とかそういった形の所得をどう扱ったらいいのかというのも一つあるかなという気はします。

小野部会長 どうぞ。

坂井企画課長 まず、500万円というラインにつきましては、他産業の平均的な所得としてこの500万円というラインをデータに基づいてとったものでございます。それから、後ほど議論いただく経営展望の方は500万円ということで一律で整理しておりますが、この構造展望を作成する場合には、各県の平均的な他産業の所得に基づいて、これは御案内のようなかなりばらつきがありますので、各県のデータ、数字に基づいて効率的かつ安定的な経営体を算出しておりますので、そういったもので地域の状況を踏まえた構造展望になっているものでございます。

それから、所得の向上はまさに御指摘のとおりでございます。沿岸の漁船漁業の経営モデルにおいても、収支改善の際に付加価値の向上というものが入ってございます。これは生産量ではなくて生産金額で安定的な構造を算出しておりますので、付加価値の向上も効率的かつ安定的な経営体の育成に、また安定的な生産構造に直結するというふうにとらえることができると思います。

これは生産量で整理するという手法もあるんですが、御案内のように多様なものが水揚げされますので、生産量で追うというのは実はデータの的にもできませんで、そういったこともあって生産金額で整理しているんですが、そういったことで付加価値の向上の取組も安定的な生産構造につながる位置付けになっていることが言えると思います。

小野部会長 所得を考える場合、漁業者層だけではなくて漁業外の所得も考えられるんじゃないかという質問だったと思うんですけど。

坂井企画課長 それは例えば加工業とか。そこはまさにそういったことによってさらに経営が安定していくというのはあると思うんですが、ここでは漁業として切り取ってきた生産構造ということで。他産業を入れますと、恐らく漁業全体の生産構造みたいなところに構成することができなくなると思いますので、それは他産業、特に関連産業の所得というのはこの生産構造をさらに強化する要因に、もちろんうまくいってればということが前提になりますけれども、そういうふうになり得ると思っております。

竹谷漁政部長 若干つけ加えますと、さっきの宮原さんの御質問にも関連しますが、構造展望の方では、各県の他産業並みの所得ということで考えていますから、ある県では三百数十万円から、一番高いのが東京都なんですけど、六百数十万円まであるんです。それらにそれぞれの県で達している、もちろん県の中でもさらにいろいろあるかもしれませんが、一応県単位でとっていますけれども、その水準に達しているものを拾って積み上げて、現時点での所得水準として他産業並みの所得がある人ということ、現状の方の数字では拾っています。

ただ、これは効率的かつ安定的な経営体足り得る水準に今時点であるということなので、やはり効率的かつ安定的というためには、ずっと継続してその水準が安定的にとれるということも必要だと思

っています。ですから、本当の効率的かつ安定的な経営体になるためには、そうした各地域、地域の事情を踏まえた他産業並みの所得水準を、しかも継続的かつ安定的に維持できる経営体になることを目指していただきたいと思っています。そういう意味もありまして、施策の方では経営安定対策を講じていくということを考えているわけであります。

それから、繰り返しになりますが、そういう所得水準を目指していく際には漁業の所得がベースです。ただ、農委員から御指摘があったように、売り方ですね。今まで例えば地場の産地だけで売っていたのでいい値がつかなかったものを、売り方を考えていくとか、あるいは小型魚をとるのをやめてなるべくサイズのいい魚を獲っていく、あるいは蓄養などもまじえていく、いろんな工夫をして所得、収入を上げていくことももちろん念頭に入れています。ただ、その人が兼業で加工業にまで進出するとか、そういう兼業所得の方までやりますと非常に複雑になりますので、とりあえずそこは置いておいてという形でございます。

小野部会長 兼業所得は一応置いて、漁業所得で考えたということですね。それで500万円。漁業所得で500万というのはかなり高いと思いますけれども、そういうことで考えたということです。

6ページまでで、ほかに。山下委員。

山下委員 少し感想めいたことになるかもしれませんが、1ページ、2ページで書かれている展望といいますが、経営体の趨勢が、減少していつやむを得ないということで考えてそれを織り込んだ上で、しかし、みんなで先細りになるのではなく、安定的な経営体をその分増やしていこうという考え方なんだろうなと思ひまして、それ自体は私も大変賛成するところです。ただ、平成29年といひますとこれから10年ございまして、その間に現状の漁業制度を前提として先を展望するしかないのだろうということはよくよく承知の上ですけれども、今の経営体というのは各々の漁家を一つの経営体と考えるという考え方になっていくだろうけれども、先々は経営体が統合するといひますが、2つ3つとか、地域で1つとか、そういったことで安定を図ることも恐らくあり得るだろう。そこはここには盛り込めないだろうけれども、そういうことがあり得るといひことが前提になっているといひなと思ひます。

実際に、例えば漁船漁業の浜では定置網も養殖も行われているけれども、それらが一つの経営体になるとか、そういうふうにすることによって安定が図れるのであれば、そういうことも将来的に考えられるのではないかという気持ちがしております。

竹谷漁政部長 御指摘の通りに考えております。3ページのところでちょっと表の下の方に書いてあるので分かり難いんですけれども、効率的かつ安定的な経営体の現状の数字を決めるときの考え方で、他産業並みの所得があるということも一つなんですけど、同時に、3ページの最後の辺りなんですけど、企業等の団体経営を効率的かつ安定的にやるというのも予定していますので、山下委員御指摘のようなものも当然予定していかないとはいけないと考えております。

小野部会長 分かりました。

6ページまでとしておりますが、ほかに。

もう少し広げまして、2の沿岸漁業の経営展望、個別漁業種類に入る前までのところで御意見がありましたら。8ページぐらいまでです。

特にございませんか。

それから、10ページから個別漁業の詳細、これは参考となっていますが、小型底びきが5トン未満、10トン未満から始まりまして、かなり詳しくというか幾つかの漁業種類について数字が挙がっていますけれども、この部分も含めて御意見ををお願いします。

福島委員 つい近い1週間ほど前の話だったと思うんですが、青森県で刺し網船に1人で乗船していた優秀な船主さんが亡くなったんですね。亡くなったこともだれも知らなかったんです、1人で乗っているがために。それで今できることなら、これからはやはり複数、せめて2人ぐらいで操業に従事するような体制をとる方法に持っていけないと。それでなくても乗組員がどんどん減っているというのを踏まえて。

これは現実にあった、つい最近の話なものですから。結局1人でいると、亡くなっているのか亡くならないのか、現状を見て初めてそれが分かったというような実態があったものですから。ここで経営モデルの解説ということで1名程度となっていますけれども、できることならやはり複数、2人ですね。3人とは言いませんが、2人ぐらいで従事できるような仕組みを考えるべきではないのか。この亡くなった方は、50何歳ですが、非常に優秀な方だったんですけれども、どういう原因でどうなったのか分からないんですが、結局結果がそうであったということですから、私はできればそのような方法をこれから講じた方がいいのではないかと思います。

小野部会長 ワンマン操業ではなくて2人乗り組みということですが、これはなかなか難しいと思いますけれども。何かその点について御意見のある方はいらっしゃいますか。

宮原委員 確かに1人乗り操業というのは危険と裏腹なものですから、我々としては集団操業をやってほしいということで、せめて集団化の取組をしてもらいたいということは各県に要請、指導しております。それと1人乗り組みの場合は、必ず救命用のライフジャケットを着用させるということの指導の徹底を図っていきたいと考えています。

小野部会長 そのほか。別に2人乗り組み以外の点でも結構ですから。

坂井企画課長 漁業は他産業と比べても事故が多いということで、私どもも海上保安庁とも連携をとりながら安全対策に努めているところでございます。昨年度もそれほど大きい予算ではございませんが予算も増額して、全漁連さんにも御協力いただいて、安全対策の拡充を図っているところでございますので、今後ともそういった点を努力していきたいと考えております。

小野部会長 どうぞ、魯委員。

婁特別委員 ちょっとしょうもない質問なんですけど、各漁業種類の経営展望が9ページ以降に示されておりまして、非常におもしろいと思ったんですが、お聞きしたいのは、支出の内訳があるんですが、これはそれぞれ積み上げ方式でやっているのか、それともある程度経費率があってそれで分配するのか、どのような形の算出かお聞きしたいと思います。

坂井企画課長 これは各漁業種類の状況に応じて削減可能な、現時点でのある程度のデータに基づいて支出金額というものを想定しまして、そこからどれだけ削減できるかというのは、どういう努力が可能かということを織り込んで算出したものでございます。その前提としては、水揚げ金額は決まってくるので、もちろんそれを付加価値向上で上げていく努力とともに、一定程度支出を削減しないと、先ほど申し上げたような20年での更新、このモデルの目標となっている持続的な経営が可能な経営モデルということを構成することができませんので、そういった意味では支出については、この内訳はもちろん変わっていいわけですが、全体としてこういったレベルまで縮減を図る必要がある。このモデルを提示する場合には、例えば省エネ、燃油代をどこまで減らすかというのは、できる限り支出の具体的な手段を参考にしつつ設定したものでございます。

この辺もこういった経営モデル自体、先ほど来御説明させていただきましたように、あくまでもそれぞれの現場での経営の参考にしていくということですので、今後御意見もちょうだいして、もちろん今日いただいた御意見も参考にさせていただいて、あるいは新しいアイデアも生かしてよりいいものにしていく、より参考にしやすいもの、分かりやすいものにしていく、こういったことで対応していきたいと考えております。

小野部会長 どうぞ、山下委員。

山下委員 私は実はある別の会議の中で、サバのたもすくいの漁業者の方から、経営がやっていけない、苦しいという話を伺いまして。その会議は経営の話をする会議ではなかったので、必ずそういう場面が来たら私がお願いしておきます、代弁しておきますということを申し上げてしまいました。そこで、ここはいい機会かなと思いましたが、サバのたもすくいも、ここに例があるわけではないと思うんですが、大変経営が苦しいとおっしゃっているの、考慮をお願いしたいというふうにおっしゃっていたことをお伝えいたします。ただ、サバは獲れてきているということですので、今また違った見解をお持ちかもしれません。

それに関連して申し上げたいんですけれども、つまり漁獲が上がれば健全な経営というのはある程度できるであろうけれども、実際には魚がいなくなるとかそういうことになってしまって、そして別の漁業種類に変えたいときに簡単に転業ができないとか、そういうところで苦しみというのがやってくるのではないかと考えております。そういったところも、ここはそれこそ制度の改革を話し合う場所ではないと思うんですけれども、効率的かつ安定的な経営のためにぜひ考慮していただきたいなと思います。

小野部会長 沿岸漁業の部分について定置あるいは養殖も入っていますが、御意見ございませんか。

沖合・遠洋に進んでもいいですか。またもとに戻ることにしまして。それでは、30ページから沖合・遠洋漁業の展望です。これも何ページかありますが、一括して30ページから議論していただきたいと思います。どの部分でも結構ですから。

伊藤委員。

伊藤特別委員 私は37ページの遠洋まぐろはえ縄漁業というのは大変縁が深いものですから、特に

この1年間で私どもがお取引しているマグロの経営者が3社、廃業あるいは倒産ということになってしまったということなんです、非常に深刻な状態でございます、ここに書いてあるようなことでこれからいけるんだらうか。例えば漁場分散等による操業リスクの低減を図ると言ったら、あちこちみんな漁場別にとるトン数が制約される。それを違反したらまた手が後ろへ回るような規制ががんがんかかっていますし、本当にこういうことができるんだらうか。

それから、収支構造の方で、例えば支出が現在の支出から1割のコスト削減を図った場合と書いてありますけれども、1割どころではないんですよ。皆さんもう最後えらい努力をされてコストカットを随分おやりになったんです。それでもだめなんですよ。そういうことについて、どういうふうなこれ。計算上はこういうふうに出てくるんでしょうけれども、本当に遠洋まぐろはえ縄漁業というのがどうすればやっていけるのかということには、これちょっと足りないんじゃないか。

それでいて、この間、日経新聞が特集されていましたが、日本のまぐろ船を、あるいは権利を外国が買って持って行っちゃう。今は70隻ぐらいあると聞いているんですが、それは何で彼らは買って持って行って経営ができるんだらうか。日本はなぜできないんだらうか。なぜ日本の方は倒産するなり、あるいは新しく取ってかわる漁業者がなかなか出てこない。それはどうしてなんだらうか。こういうモデルでそれは解決できる問題のように私はどうしても思えないんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

小野部会長 どなたか御意見ある方いらっしゃいませんか。シリアスな問題だと思いますが。

坂井企画課長 まずモデルについて御説明しますと、この構造がモデルとして収入、支出の面でどういった構造であれば、先ほど申し上げたような減価償却が可能になるかというものを示しておりますので、確かに伊藤委員御指摘のように今言われた問題のうち、例えば収入、支出の収入の増加、支出の減少に直接結びつく問題であれば、例えば留意すべき事項の方に取り入れたいそういったことは可能です。それは具体的な御提案をぜひ言っていただいて、改良していければ改良していきたいと思うんですけれども、その他の要因、もちろん漁場分散が不可能というのであれば、ここからその記述は削除しなければいけないと思いますが、それであればどうやって操業リスクの低減を図っていくのか。具体的にこのモデルとして可能なことを書いていくのは必要だと思います。

例えば、後ほど可能であれば役所の方から説明させていただきたいと思いますが、台湾資本等の問題をモデルとして取り込むというのは、委員御指摘のようにそれはこのモデルの目的ではありませんので、あくまでも収入と支出で今の置かれている基礎的な指標、現状のデータをもとにして、どういうふうな削減していったらば20年、また留保が2割以上、こういう条件をクリアし得るかということで作成したものでございますので、その点を御理解いただきたいと思っております。

伊藤特別委員 水産庁さんがお作りになる資料ですから、計算上はこういうふうになるよというのならそれは誰でもできることなんですけれども、今の環境の中で、しかもこれちゃんと今隻数がこれだけあって許可隻数はこうだということまできちんと書いてあるわけですから、そういう情勢の中で、しかも今 ICCAT なり、あるいはオーストラリアなり、それぞれいろんな制約がございますよね。

それを現実に水産庁さんが漁業交渉もなさっているし、漁獲枠の設定もなさっているし、そこに対してどれだけの船をどういうふうにするのかということも全部やっていらっしゃるわけですね。ですから、願わくばそこまで具体性のある、こうしたらどうなんだということがあってしかるべきだと私は思うんですが。確かに課長のおっしゃるように、計算上はこうですよ。だけど、これで日本の遠洋まぐろはえ縄漁業が復活できるのでしょうか。そこが私一番心配なんですよ。

坂井企画課長 ちょっと私の説明がまずかったと思うんですけども、そういったことを申し上げているのではなくて、恐らく水産基本計画本体の中に例えば遠洋漁業をどうしていくか、そういった課題については記述されておりますので、そちらでの御議論になろうかと思うんですが、ここはモデルですから、具体的な御提案として、それでは今言った話が直接つながるかどうかわかりませんが、こういった努力をしてそれが支出の減少にこういうふうに対応できる、こういった形で作っていく必要がありますので、このモデルとして構成する場合には、例えば漁場分散というのは、仮に絶対だめだというのであれば、それによる操業リスクの低減というのは、ここではモデルの解説として不適切であれば不適切であるのかもしれませんが。それはそういったことでほかの対策を考えるということで、代替するものが一番いいと思いますけれども、いずれにしても収入金額を一定に見込んで、支出としてこういったような削減が可能であるという構成でモデルを作っていく必要がありますので、そこはモデルの議論と少し仕分けしないと。

別に水産庁がそういった対策について検討しないということをお願いしているのではなくて、そういった施策の効果はもちろんあると思います。あるいは経営努力、省エネ等の努力で、どのようなモデルが作り得るかという観点からこのモデルを構成する。すなわち数字に反映させていくようなことで、これをモデルとして作っていく必要が少なくともこの経営展望ではあるということでございます。

伊藤特別委員 あくまでモデルということでございますね。そういう点で理解します。

福島委員 関連しますのでちょっとお伺いします。私は大中型まき網の立場で 33 ページの参考のところなんですが、東海黄海のモデルの中に、建造費がそれぞれ 135 トン、85 トン、300 トンと書いてありますけれども、そうしますとこのモデルに沿った金額の中に建造費を収めて船を造るというお考えでしょうか。

宮原沿岸沖合課長 この経営展望の数字についてはモデルでございまして、私どもがこれからやっしていこうとしている漁船漁業構造改革というのは、それぞれの地元、漁場、その経営者に応じた変化、スタイル、生産のやり方を踏まえて個別に作ってもらおうと考えています。こういうふうにやってくればこういう収支になりますよという例示でございまして、これでこれ以上金を使ってはいけなかったということを言っているわけではないことを御理解いただきたいと思います。

伊藤特別委員 分かりました。

小野部会長 個別事例に議論が集中していますが、遠洋・沖合漁業の展望としまして全体的な御意見をお願いします。

妻特別委員 話はもとに戻りますけれども、沿岸の方でお聞きしたいのは、効率的かつ安定的な経営体で平成15年、5,027経営体があるわけですけれども、これは漁船漁業で単一魚種、単一漁業なんですか、それとも中身は複数。というのは、モデルでは小底なら小底一本という形でやられているんですけれども、実際ここへ出てきている5,000経営体はどういった形で所得というか、漁業構成というか、そこら辺はどういうような状況でございますか。

坂井企画課長 生産構造は実際に基づいておりますので、いろんな漁業種類を営まれている方、漁船漁業の範疇で総合的にこれだけの収入がある、その収入が他産業並み所得、これも地域別に分けて計算した上で積み上げたものでございます。そういった意味で多様な漁業を営まれている方も含まれております。

他方、経営展望の方は、例えばイカとサンマの兼業等ございますが、複合経営になりますとなかなか分析が明確な形で示せませんので、それぞれ非常に多岐にわたると思います。また、複合経営に当たってもベースとなるのは、それぞれの漁業種類の収入、支出がどうなるかということでございますので、単一の漁業種類について示しているということでございます。今後、例えば複合経営のモデルについても各地域でこういったパーツを参考にさせていただいて、あるいは検討していただくことも非常に重要だと思っております。

小野部会長 沿岸に戻りましたが、遠洋・沖合につきまして御意見ございませんか。

あくまでモデルですから、いろいろ現実等のずれも大きいと思うんですが、ともあれこういうのを作って。なかなか大変だったと思うんですけれども。全体的な御意見はございませんか、漁業の生産構造、経営展望。

新水産基本計画の方に進んでもよろしいですか。

坂井企画課長 済みません、この機会をかりて。この生産構造展望と経営展望でございますが、特に生産構造の展望につきましては、1年以上時間をかけてデータも整理して作成したものでございますが、経営展望についても先ほど申し上げましたように、現時点での可能なデータを漁業団体の協力も得て、また御協力いただいて整理したものでございますが、いずれにしても、よりよいものを作っていく。御指摘のようにこれはモデルですけれども、他方、モデルとしてできる限り現実に近く、使いやすいモデルを作っていくことが非常に重要ですので、是非具体的に、例えば収入面での施策としてはこういったことの方がいい、あるいは支出はこういったことでもっと減らせるとか、具体的な御提案があれば検証させていただいてよりよいモデルにしていきたいと思っておりますので、その点また特段の御協力をいただければと思います。

小野部会長 それぞれの業種によってこういうことを積み上げていくことによって一つの目標ができると思うんですけれども。

それでは、次に進みましょうか。これはまた時間があればもとに戻りたいと思います。新水産基本計画（案）について。これは前は骨子だったわけですが、今度、骨子もついていますが、文章化したものですね。それから、それに関連して長谷川委員、森川委員、あとパブリックコメントも資料と

してついでありますが、それらを含めて議論したいと思います。

これも全体で30何ページあるわけですが、目次を見ていただいて、第1が「基本的な方針」、第2が「自給率の目標」、第3が「総合的かつ計画的に構ずべき施策」、第4が6本柱ですよね、必要な事項。6本柱ではないのか。第1、第2、第3では4つになっていまして、またその中が6本柱があるんですが、どういうふうに行きましょうか。

第1、第2の議論が多く出るかもしれませんが、「水産に関する施策についての基本的な方針」と、第2の「水産物の自給率の目標」、この2つの部分で一回切ろうと思います。その2つの部分について御意見がございましたらお願いします。資料のページ数で言えば15ページまでです。前回、骨子については議論したわけですけれども、今度、文章になっている。具体的に分かり易いと言えば分かり易いと思いますが。コメント、御意見、御質問をお願いします。

妻特別委員 全体的な自給率目標設定については特に意見はございませんが、ただ、全体を読んだときの感想というか、そのトーンをどう理解したらいいのか、少し私自身が混乱している部分がありますので、それを申し上げたいと思います。

というのは、自給率目標というのは、食料安全保障上非常に大事というのはよく分かります。その意味では国内生産をきちっとするというのも大事だと。消費者の立場からすると、消費者が安定的に水産物を消費できるというのもよく分かります。ところが、この2つで結構矛盾していますよね。一方では、海外で例えば「買い負け」というのが書いてあります。日本に出来ない。日本に出来ないものというのは、大体それは日本国内でも供給できて、輸入のものというのは少ないと思うんです。大体輸入のものが多く。そういうものを例えば確保しましょうというときに、これは自給率を下げることにありますし、どういうふうに理解したらいいのか、私の中では整合性がとれていないなと感じたのが一つあります。輸入が不安定になるから、国内生産を強化するんですよというのは分かりますけれども、ただ買い負けしている品目は、国内でも供給できる品目が多くなったときに、どうしたらいいのかということです。余りうまく説明できませんけど、何となくしっくりこないという感じがします。

小野部会長 どうぞ、伊藤委員。

伊藤特別委員 自給率のところなんです、10ページの(2)の4行目あたりに書いてあることですね。要するに輸入が不安定性が生じつつあるので、我が国周辺水域では生産できないものを除いて、国民に供給される水産物の大宗を国内生産で賄うことを目指すことが適当であると。これはまさにそのものずばりだと思うんです。これが自給率目標の最大の眼目だと思うんです。要するに生産をどういうふうにするかということをございまして、その目標の数字が出ております。

14ページに、魚介類(食用)が現在よりも、平成17年度よりですか、50万トン増やすと書いてあるんですけれども、それでは50万トンどうやって、どこで何を増やすんだということがないんですよ。もうちょっとその辺が、ただ看板を掲げるのではなくて、こうやっていこう、こうしようということがちょっとうかがえないんです。そこは何か力点をきちっと明示できないんでしょうか。

それからもう一つは、10 ページの下の方にあるんですが、下から 4 行目あたりですか、漁業種類によっては、生産量の増大によって需給バランスが崩れて、魚価が低下し、漁業経営に悪影響を与える可能性があることについても考慮する必要がある、ということがあるんですが、今私ども感じているのは、こういう魚種は確かにあるんですよ。例えばサンマなんです。サンマは A B C よりもはるかに低い T A C でやっても、魚価が下がるからこれ以上とらない方がいいということでもめているんですけども、これなんかはこういう考え方でやっていいんだろうか。こういう資源というのは多角的にいろんな角度から考えて、これの利用というのを考えていくべきだと私は思っているんです。そういう点でこういうふうな書き方でやっていると、今の T A C についてのやり方、考え方そのものなんです。全然考え方が変わっていない。そこは私はもう少し考え方を変えた方がいいんじゃないかと思います。

小野部会長 14 ページに第 4 表がありますけど、445 万トンから 495 万トン、これを 50 万トンぐらいふやそうというわけですが、その例えば魚種とか業種とか、そういう具体的な説明があった方がいいということですか。

それからもう 1 点は 10 ページ、これは特に T A C というよりもサンマでしょうか、それについての御意見ということですが。

竹谷漁政部長 まず自給率の考えについて婁委員から御指摘もありましたし、また伊藤委員からも御指摘があった点ですが、伊藤委員が整理していただいたように、今の国内供給というのは国内生産と輸入との組み合わせによって成り立っているわけですけども、もちろん輸入は従来から一定の不安定性はあったわけですが、近年、買い負け等が婁委員からの御指摘にもあるように一層不安定性が増している。先ほど伊藤委員が読まれたとおりであります。そういう認識のもとで、国内の生産が一層重要である。ただ、婁委員の御指摘があったように国内で賄えない魚種もあるわけですね。ですから、そういったものも念頭に置きながら、しかしそうではない国内供給で賄える魚種については、その大宗を国内生産で賄うという考え方に立って自給率の向上を図っていこうという、まさに伊藤委員が整理していただいたとおりでございます。そういう考え方のもとに私ども考えていきたいと思っております。

その場合に、今度は生産をどう増やしていくのかということになります。生産は前回横長の紙で前回御説明しましたけれども、現状が 511 万トン程度でして、平成 29 年の目標が 568 万トンですから、50 万トン強増やすという形になります。この主要な部分は前回もちょっと触れさせていただきましたけれども、まず資源回復でどのくらい見込めるかということがあります。資源回復でかなり見込んでいる部分は、サバというのが非常に大きいです。沖合の魚種ですね。あとはサンマとかアジといった魚種もあります。魚種としてはサバが一番大きいですね、資源回復で見込まれるとしたら。

それからもう一つは、魚種によりませんが、漁場環境の整備という施策も別途予定しておりますので、それらによって漁場の生産力が向上するということを見込んでおります。それらを個別に積み上げて、そうした結果として現状と比べれば 50 万トン強、それから趨勢値でいきますと 90

万トン強。趨勢値は前回お示ししましたが、90万トン強増やせるというふうに積み上げているわけです。

では、そういう資源回復なり漁場環境の整備はどういうのでやるのかということなんですが、それは14ページ、何箇所かあちこち書いてありますけれども、結局この基本計画の構造、前回も一緒ですけども、4の(1)のところ例えば持続的生産目標という、さっき伊藤委員から御指摘があったところですが、最初のところに、「3に掲げる重点的に取り組むべき事項への適切な取組により」となっています。こうしたことで漁業生産面において課題が解決された場合に、下のような数字が達成可能だという設定になっています。この課題なりを達成するためにということで、後で議論、16ページ以降の施策があるという位置付けです。

従って、漁業生産面の取組を予定し、また、その取組を行える環境作りとして、16ページ以下の施策を講じていくということです。そういう構造の下で。ですから、それがセットになってというふうにこの計画では位置付けられています。それから、数字的には先ほど申し上げたような現状との差の50数万トンについては、主として資源回復、それから漁場環境の整備といったことを中心に積み上げている内容のものでございます。サバが非常に大きい要素であります。

それともう1点御指摘がありました。今度は逆に10ページで、獲っていくと魚価の低迷を招く可能性がある。そして経営に悪影響が及ぶ可能性がある。10ページの下から3～4行目に書いてあるようなこと、これはまさにサンマのTACの考え方ではないかという御指摘がございました。確かに御指摘のとおりでありまして、サンマのTACを設定するに当たっては、単に資源量だけではなくて、漁業者、あるいは実際に獲っていらっしゃる方の経営の要素というのも見て設定しています。これはTAC法上そういうことが認められておりますので、そういうことでやっております。

そこに通ずる部分もちろんです。結局は経営体が成り立たないと、資源があっても獲っていただく方がいなくなってしまうという問題もありますから、こういう要素も必要です。それと同時に、サンマならサンマが余計とれるという資源的にも豊富であるということに関しては、そういう未利用な低利用な資源をどう利用していくかという対策も併せて考えていかなければいけないと思いますので、そういう面も含めまして、19ページ3行目に、取組の一つとしまして、公海等の未利用資源の活用も含めということで、こういった施策、資源の漁業の仕方も考えていかなければいけないということを考えています。

また、ここだけではなくて消費、流通、加工施策のところでも、いろいろな加工用途の開発を考えていく施策が当然盛り込まれています。そこでは、今まで消費者のニーズにピタッと合わなくて、結局は過剰感があったものについて、消費者のニーズに合うような用途を開発していく、製品開発をしていくということを考えていますし、そういう中で価格低迷に対する対応も考えて、そういう面の施策も予定しているというものでございます。

伊藤特別委員 最初の方の自給率の問題なんですが、そういうことであれば、例えば自然に資源回復とかそういうこともこれからのトレンドも含めて見ながらやっていらっしゃるということであれば、

これから毎年ごとに例えば計画数字をお出しになるとか、毎年チェックしていくとか言って、単に5年後、10年後ではなくて、もう少し具体的にフォローしていく。そのくらいのことをやらなければ、ただ看板を掲げてやるだけに終わるんじゃないかという気がするんです。

竹谷漁政部長 これは数字としては10年先を設定する。また、5年後に見直すというのは法律でスキームはできております。ただ、一方においてきちっと毎年工程管理をしていこうということを考えています。例えば39ページの最後のところに書いてございます。それから、11ページにも同じく工程管理をするという考えを出しております。従って、これは毎年何をやっていくのかという施策のプログラムを組んでやっていこう。政策の見直しも、39ページに書いてありますようにやっていくということでございます。

伊藤特別委員 それから2番目の問題なんですが、さっきサンマに事寄せて私申し上げたんですが、これは日本のEEZの資源がどういうものなんだということを、私はお隣にいらっしゃる山下先生から前に教わったんですが、200海里の日本の周りの資源というのは日本の国民のみんなものなことだと思ふんです。よく間違えるのは、漁業者のものだとか、あるいは水産庁のものだとかというふうに間違えて、よくTACの委員会等のときにそういうことを私は感ずるんですけれども、決してそうではないと、みんなのものなんだと。だから、みんなでこれをいかに有効に使っていくかということが大事なんだと。これが我々の考え方の第1前提だと思ふんです。

無主物だとか何とかいう議論があるようですが、そこは僕はよくわからないんですけど、いずれにしても水産資源というのはみんなのものだと。だから、実際に食べる人々も含めて、獲る人から加工する人、流通に携わる人、みんなのものだと思ふんですよ。だから、みんながこれを享受していく、いかに有効に使っていくか、それを維持していくかということが大事だと思ふんです。

そういう考え方を前提に置いて考えれば、例えば今のTACがどうしても漁業者の方の圧力でもって、ABCをはるかに上回るものを設定してみたり、あるいはサンマのように、ただ特定の漁業者の利益だけを考えて数字を押しさえてしまう、これは全くおかしいと思ふんです。もっとこういう資源を大事にして、そしてみんなが永續して使えるような使い方ですよ、それが根本的なこの資源についての考えではないかと思ふんです。それがこのストーリーの中では一貫して、今までの考え方がそのまま使われているんです。そういう変化がないんですよ。だから、一番そこが僕は大事だと思っておりますので、その点についてはできればきちっと書き込んでほしい。我々はこの資源というのは国民のものなんだと、みんなのものなんだという認識を改めてはっきり確認させていただきたいと思ひます。

小野部会長 水産資源はだれのものかというのは議論があるところではないでしょうか。

竹谷漁政部長 表現はいろいろあると思ひますけれども、無主物云々の議論は所有権所属の議論なのでちょっとここでの議論とは違いますが、今、伊藤委員の御指摘なのは、政策の理念としてどうなのかという御指摘だと思ひます。まさに政策の理念として、水産資源は漁業者のものであるとか、ましてや水産庁の国有財産であるとか、そういったことでは決してないわけなんですよ。そういうことでありまして、そこは水産基本法の考え方、また今回の基本計画におきまして、資源問題を書かせ

ていただいているのが 16 ページですけれども、その資源のところにおきまして、16 ページの第 3 の 1 の出だしのところで、まず資源が今一番大きな課題でございますから書かせていただいておりますが、水産資源は、適切な管理により持続的な利用可能な資源であり、その適切な保存・管理は国民に対する水産物の安定供給の確保及び我が国水産業の健全な発展の基盤であるというふうに整理させていただきます。要するに国民に対する水産物の安定供給の面の基盤であるということと、水産業の健全な発展の基盤であるということで整理させていただいているところでございます。

また、当然日本は海洋法条約にも参加しておりますから、その海洋法条約のもとで、200 海里内は我が国としてしっかり資源管理をしていくという責務が位置付けられておりますので、それにのっとって合理的な利用を図っていくという位置付けでございます。

もちろん個別のサンマの T A C の設定が云々というお話がありましたけれども、それは実際理念の話としてある一方において、個別の魚種ごと、また資源ごとにどういう利害を考えていかないといけないのか。消費者の利害も考えなければなりませんし、漁業者の経営体としての継続性という面も決して無視できないわけでございます。そして、その瞬間瞬間での資源の状態と同時に、もう少し持続的に利用する長期的なタームで見た場合の位置付けと、その両方を考えてということで T A C の法制度はできておりますので、そういうことで御議論いただきながら T A C の毎年の設定をやっているわけです。

伊藤委員のような御批判もあろうかと思えますし、他方また別なサイドからは、経営体としての継続性ということを強調される委員もあって、御議論していただきながら T A C の方の設定をやっている。各論の話になってきますと、T A C の議論の中でまた御議論いただくべきことかなと考えております。

福島委員 自給率を上げるということになりますと、ただ生産をしている状況を押さえるだけでは上がらないわけですが、今の伊藤委員の意見にちょっと関連があるんですが、10 ページに、「生産量の増大により需給のバランスが崩れ」とありますけれども、それは従来の魚介類のあり方を考えれば、崩れるものもあるかもしれませんが、例えば自給率を上げるということであれば、増養殖にもかかってはイワシが豊漁のときはミールにして餌にしたとか、あるいは小サバをそういう面でミールにしたとか、餌に回したとかということがあったんですが、今の伊藤委員のお話を聞いてちょっと感じたのは、サンマなんか、じゃあ自給率を考えた場合には、供給バランスが崩れたときには、自給率そのものを全体的に上げるためには餌として供給する。そうでないとせっかく増養殖というものを一つの柱に考えた場合に餌がなくては、人間も餌がなければ生きられないんですが、同じことなんです。その辺をもう少し広く考えていかないともまずいのではないかと。いかがでしょうか。

竹谷漁政部長 それは御指摘のとおりだと思いますし、先ほど伊藤委員の御指摘に関連して申し上げますが、19 ページで、単に現在の利用法だけではなくて、未利用資源としての利用の問題も書かせていただいております。これは単に書いたということではなくて、当然政策的、研究的にも取り組んでいきたいと思っております。

それと同時に、増養殖について書いてある個所におきましても、非常に魚粉の需給が逼迫しているという問題点も整理させていただいております。魚粉を今輸入にかなり頼っておりますが、それをどう確保していくかという問題についても課題だと受けとめております。それは福島委員の御指摘のとおりだと思います。その際にこういった魚種を使っていくかというのは、また関係者の方々、政策の具体化を図っていかねばいけないと思いますが、御指摘の点は念頭に置いて、増養殖の方でも書かせていただいております。それぞれの箇所で施策、取組課題として受けとめております。

小野部会長 宮原委員。

宮原委員 ちょっと養殖の話が出てきたので意見を申し上げたいと思いますが、生餌を養殖に供給するというのは、今までそういうことをやってきたんですが、消費者から、餌の臭いが鼻につくということで、おいしい養殖魚を作るという観点からは、必ずしも生餌だけでは養殖をやっていけない。ここに平野委員がいますので、専門家がいるので後で詳しく話していただければと思っておりますが、やはり、たくさんとったらミールにするなり生餌で養殖に回せばいいのではないかということでは、今後の養殖業が健全に生きていくためには、やはり今は配合飼料を中心に消費者に天然魚と遜色のない養殖魚を供給していくという立場からいくと、必ずしも生餌がいいということにはならない状況にあります。また、有限の天然資源をどんどん養殖に使っていくというのも、生産という観点から言ったら、持続的利用といった観点から言ったら、問題があるのではないかと私ども養殖するサイドとしては思っているところでございます。

それから、もう一つ意見を申し上げたいんですが、13ページで「関係者の役割」というのがあるわけですが、ここで地方公共団体の記述が余りにも少ないのではないかと思っています。地域住民の健康を守るためにも、魚食普及の問題はかなり地方公共団体の役割は大きいのではないかとということで、もう少しここは書き込みをしていただかないといけないのではないかと。確かに閣議決定するわけですので、総務省あたりから反論が出るのかも分かりませんが、地公体の役割というのは書き込んでいただきたい。

それから、14ページのエの「食品産業事業者」が、(3)の「関係者の役割」のところで見ますと、水産加工業者・水産流通業者を初めとする食品産業事業者ということで、読めばわかるんですけども、ここでいきなり食品産業事業者とくると、こういった人になるのかというのがにわかに分かり辛いということがありますし、もう少しこの食品産業事業者の役割を明確に書いていただきたい。

小野部会長 地方公共団体、それから食品産業事業者ですね。もう少し手を加えていただくということで。

伊藤委員。

伊藤特別委員 済みません、くどいようですが、さっきの国民全体のものというのがどうも不徹底のようですので、もう一回申し上げたいんですけども、16ページにある、さっき部長がおっしゃった国民に対する水産物の安定供給の確保、まさにそうなんですけれども、それだけではないんです。要するにいろんな業界いろんな業種の人たちにも、そういう人たちにも資源なんだと。みんなの資源

なんですよね。だから、単なる安定供給だけではないんです。みんながこれを使って、いろんなことで享受できる資源の使い方が大事だということを申し上げているので、これだけではちょっと私は不足なんです。もっと国民全体の視点に立ってこの資源管理を考えていただきたい。

そういう延長の上で、さっき2～3回申し上げましたけれども、今のTACの設定でも、ABCをはるかに上回るようなものを、漁業者の経営ということからだけでああいう設定をしていいんだろうか、あるいはサンマのように漁業者の経営が大変だから減らすとか、それだけでは僕はないと思うんです。さっき福島さんがおっしゃったように、例えばほかの漁業でそれをやって、用途を限定してほかのものに使っていく。今の宮原さんのお言葉を返すようですけども、現実には私聞いている範囲では、外国から非常に高い魚粉を中国と競争して、買い負けじゃないですけども、競争して買っているわけですね。そんなものは何で国産でできないんだと。それをやるべきだと思うんです。そういうふうに資源を大事に利用していくことが大事なんだと思うんです。その辺を何回もくどく申し上げて恐縮なんですけど、これだけはどうしても皆さんでしっかりした認識にしていきたいと思います。

竹谷漁政部長 基本法に基づいた基本計画であるという位置付けですから、そういう体系のもとで整理しています。まず16ページのところは、先ほど私申し上げたのは、国民への水産物の安定供給の確保だけではなくて、我が国水産業の健全な発展の基盤だということでございます。水産業というのは別に漁業だけを意味しているわけではありません。ですから、そこは広く、水産にかかわる産業の方々ということ踏まえての意味合いでございます。そういった意味で、いろいろな表現の方法はあるのかもしれませんが、私どもの水産基本計画の用語法といいたいまいしょうか、そのもとにある基本計画の位置付けの中では、こういった整理をさせていただいているということでございます。

それから、魚粉の話につきましては、さっきちょっと養殖の方でも書いていますと申し上げたんですが、主に福島さんの方に対する回答として申し上げましたけど、21ページに書いてあるんですが、21ページの上から7～8行目ぐらいのところに「また」というのがありまして、また、魚粉価格が高騰しているという認識に立ちまして、この飼料の開発によるコストダウンということも書かせていただいていますし、この魚粉問題というのは十分認識して考えております。

あとTACのことは、担当の課長の方から。

香川管理課長 TACについて、ABCをはるかに上回って設定されているという御意見がありましたが、私どもはまず法律に基づきまして、科学的知見をベースとして、それに合わせて経営的な観点を加味した上で、TACを水産政策審議会の方にお諮りして決めております。

それで、TACが発生しましてもう10年経っております。当初においてTACとABCの間はかなり差があったことは事実でございます。しかしながら、最近、数字を見ていただければお分かりだと思いますが、TACとABCはほとんどの魚種で接近しております。漁業経営上、あるいは消費の観点から若干超えているものもございますが、ほとんどTACの数量はABCに近づいてきているということでございます。そういう中で私どもも努力しておりますでございます。

それから、サンマについては先ほどから漁政部長等から説明されている通りでございます。確かに

サンマについては、A B Cより相当下回るT A Cというものが設定されておりますが、これは経営上、需給上の観点からそういうものを設定しております。最近のT A Cについては、もう科学的知見にほとんど近いものだということを御理解いただきたいと思ひます。

小野部会長 平野委員。

平野特別委員 養殖の餌に対して話が出ていたので一言述べさせていただきたいと思ひますが、養殖というのは、イワシが大量にとれて安い餌をやって発展していった漁業で、あれは皆さん御承知だと思いますけれども、今伊藤委員も言われたように、サンマがたくさんとれてそれが餌の方に回ってくれば、それは養殖に対してものすごくいいことなんでしょうけれども、やはりサンマ業者の企業努力で、獲らないようにしていらっしゃるんでしょうから。海洋投棄とか何年か前にあったという話、そういうのを魚粉なんかに戻してもらいたい、生餌にT A Cの規格外というか、数量外として認めてもらえるのであれば、それは養殖としては餌にものすごくいいということだと思ひます。

だから、さっき宮原委員も言われましたけれども、どうしても生餌云々ではなくて、魚粉も生餌からできてくるんですから、そこら辺の未利用資源というのは有効に使ってもらった方が、餌代というか養殖にはかなりのウェイトを占めますので、消費者の皆さんに対しても、餌が高かったらそれだけ転嫁しなければいけないし、安かったら安く消費者に回せるんじゃないかと考えております。

宮原沿岸沖合課長 いつも水政審だとサンマの話題が多くなってしまうので、どうもお答えせざるを得なくなってしまうんですが、サンマにつきましては、決して生産者だけで何か獲り方を決めていくということではなくて、昨年からはじめましたとおり、サンマの生産、流通のあり方の検討会ということ、かなり広範囲の関係者に集まっていたいただいてやっておりまして、まさに伊藤さんの会社の方にも参加していただいてやっております。そういう中で今後、餌に回る量、それから生鮮からサンマも、普通の一般市場を見ていると、冷凍物として周年商材に変わってきているということもございします。一体どういう流し方をすればいいのかというのは今まだ発展過程でございまして、関係者全員の意見を聞きながらやっているということをよく御理解いただきたいと思ひます。

小野部会長 資源豊富なのはサンマぐらいですから、いろいろ議論が出るところでしょうが、山下委員何かありますか、T A C委員会。

山下委員 私もT A Cの委員会に入っていますので、伊藤委員のおっしゃることもこれまでの経緯もよく承知しているというか、同感するところもあります。今日伊藤委員がいろいろと提案しておられるのも、横で伺っていて、いつも手を挙げ過ぎるので今日はやめていたんですけれども、この間、前回の企画部会のときに日経調の報告書というものが紹介されて、その後私も現物をいただいて読みました。あの報告書は、今基本計画をつくられているので、なるべくそこに反映できるといいなという希望があって皆さんでお作りになられたんだらうと思うんですけれども、なかなかうまく、あちらの主張されている部分とそれから基本計画に書く部分とは、ぶつかる、対立するから書けないというよりは、論点がちょっと違うように思われてなりません。

私も個人的には、改革というんでしょうか、日経調が出されたああいう改革かどうかは別にして、

それは必要だというふうに思うんですけれども、この基本計画を5年後に見直す時期にこの中に何が盛り込めるかということ、ものすごく限界を感じます。ここは、ここの城の中で議論をすると、この基本計画という建物の中で議論するしかないだろうなというふうに思っているものですから、そういう意味で何も申し上げなかったんです。今まで1年間ぐらい申し上げたことがたくさんあるので、これ以上は申し上げなかったという気持ちがあります。

小野部会長 婁委員。

婁特別委員 さっきの自給率の話で私はまだじっくりこないところがあるんですけれども、そのうちの一つで私の理解を申し上げますと、例えば望ましい消費の姿がありますよね。自給率設定に当たって、15ページで「望ましい水産物消費の姿」という形で、平成29年に出されているわけですが、これは要するに魚離れが起らずに、1人当たり消費量を一定に維持して、あと人口という見合いでの消費量だと思うんです。

そうすると1人当たりの消費量が減らないことが望ましいというふうに、多分この第5表はそういう感じを私は受け取ったんですが、それが望ましいというのが一体自給率にどう寄与するのかということになってくるんです。後になってくると、消費は変わらないで、国内の供給は次の表6のような形でアップするというので、自給率は向上しますよという論議だと思うんですが、ところが実際は、どこかで書かれたと思うんですけれども、近年の自給率が下げ止まりをしている。その下げ止まっている理由は、消費が減ったからということなんですね。そうすると消費が減るというのも自給率向上維持に寄与しているわけだから、別に消費がある一定量を維持するということが自給率向上に寄与しないというようなところなので。だから、この量だけで望ましいのかどうかということのも何かじっくりこないという点なんです。

小野部会長 それはちょっと議論になりましたが、水産物消費が減れば自給率は上がるわけですよ。今度の自給率は、この基本計画の自給率を上げようということなんですけれども、それは別に消費を下げることによって上げるのではなくて、水産物消費は今まで以上に伸ばして行って、その上で自給率を上げるんだと、そういう構成になっていると思うんです。だから、何もそんなじっくりこないことはないと思うんです。

婁特別委員 要するに食べる量は変わらないということでしょう。食べる量は変わらないで、国内供給が上がるから、当然自給率は上がるという考え方ですけれども、ところが実際消費はそうならないと思うんですよ。実際は消費は維持しますよ、じゃあ輸入物を食べたら自給率は上がるということにはつながらないという、だからその点、要するに確証にならないということですよ。

竹谷漁政部長 望ましい消費の姿というのが15ページに書いてありますが、2つ論点があるんですね。1つは日本人の食生活の現状があります。その中で、これは農林水産省全体の中でPFCバランスというのを、たんぱく質とカロリーの部分と脂肪の部分のPFCバランスを設定して、日本人の食生活は比較的バランスがよい食生活が行われているという認識に立っております。ややどちらかというと肉類中心に脂が少しふえているという懸念はありますけれども、おおむねいい水準にあるという

ことです。

そのPFCバランスを作成するに当たって、水産物がたんぱく、あるいは脂質という面で寄与しているんですけども、どのくらい見込まれているかと申しますと、ちょうど1人年間純食料ベースで34kg見込まれております。その水準を維持したいという意味で、望ましいという位置付けになっている点が1点であります。と同時に、現状はちょうど1人年間34kgでございますから、その水準を維持していく。これ以上たくさん食べてくださいというのは、魚食離れが進んでいる中で難しいというのが率直なところだと思います。そういう中で現状は維持したいという位置付けのもとに目標を設定している。そういう2点の意味から、望ましいという位置付けになっております。

そのことを人口の減少なども前提にしながら、この間ちょっと別な紙で御説明申し上げましたけれども、計算して必要な供給量を算出しております、それとの対比において、生産の方でどこまで可能なのかということを見込みまして、自給率目標を設定させていただいているということでございます。

今申し上げたような数字の考え方は、前の方に、実は消費を下げ止まらせて、かつ生産の方を増やしていくんだという考えで、今回の自給率設定に臨んでおりますというふうに書いております。11ページの上の方にそういうことを書かせていただいております。残念ながら、現計画ではどちらかというところはならないで、消費が下がったことによって自給率が結果として上がってしまったという形になってしまいましたけど、その反省の上に立って今回、そういう目標設定をとということでまとめているところでございます。

小野部会長 望ましい水産物消費、なかなか概念が深いわけですが、ほかに御意見ございませんか。

後半部分も、自給率の目標を超えて、第3の「水産に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策」、これが6本柱なんですけれども、この部分にも議論が入っていると思うんですが、どうぞ全体的に御意見をお願いします。

石井委員 ページで言うと24ページ、「活力ある漁業就業構造の確立」、それから、パブリックコメントの方でも出ている部分です。こちらで言うと3ページ、(5)の「活力ある漁業就業構造の確立」というのがありまして、このパブリックコメントに出された意見は非常に率直な疑問が書いてあると思うんですが、漁業へ就業するにあたり、どうしたらいいかわからないということが書いてあって、それで右側に考え方・対応が書いてありますが、率直に言って、この対応の方を読んでも私はよくわからない。それから、23ページの本文の方を読んでも、特に(5)アの下から3行目ぐらいですが、様々なノウハウを有する云々というところの3行が、もう少し分かり易く書かないと、このパブリックコメントに寄せられたような疑問が出てくるかなと思うわけです。

それで、去年まとめられた中間論点の方がこの部分はまだ分かり易くて、決定的に違うのは、規制緩和を議論すべしと中間論点では書いてあるのに、今回そのくだけがないわけなんですけど、このあたり私議論にかかわってなかった日もあるので、もし説明いただければいただきたいし、もう少し、規制緩和から逃げているような印象を受けないような文章にした方がいいかなと思います。

以上です。

小野部会長 活力ある就業構造の話と規制緩和はどこで結びつくんですか。

石井委員 幾つかあるんですが、去年まとまった中間論点のこれに対応する部分のところの文章には、規制緩和を議論すべしとあったと記憶しているんですが。例えば7月25日の本審で配付された中間論点整理の10ページ目に、新規就業・新規参入の促進という部分がありまして、前半は今のと大体似たような文章が書いてあるんですが、後ろの3行が、新技術の企業化や食品産業を初めとする他産業からの新規参入を促進することが重要であり、このような観点から規制緩和について検討するべきであるとあります。

竹谷漁政部長 まず24ページの(5)のところは、新規就業と新規参入の話と両方書いてあります。就業というのは、外から就業者が入って来ていただくということ、あるいは就業対策という意味合いでございますけれども、今回パブリックコメントで御指摘のあった点は、主として新規就業の方かと思います。こちらの方は、ちょっとよくわからないというふうに御意見を出されていますけれども、実際は段階的に政策を打っておりまして、まず就業情報をお伝えするという、それから実際にどんな漁業ができるのかという体験をしていただく場を設ける、そして漁業団体が設定していますけれども、マッチングの場ということで、実際に入りたい漁村のサイドとそれから勤めたいという方が情報交換して、実際に入りたい先を探していただくフェアを設けております。そして今度そのフェアの結果、受け入れ先が決まりますと、6カ月ぐらいホームステイの形で研修を受けていただく。そこまで行きますと次に、無利子の資金制度とか各地方公共団体の支援制度によって就業定着の場を得られるという段階ステップをやっている。そのことについてここに書いてあるのが1点でございます。

それと同時に、ここに書いてある新規参入の方につきましては、1つが異業種から入ってきていただくことも含めて、外部の人がどしどし漁業の場に興味を持って入っていただくような取組を応援していこう。そのために、情報提供等の支援措置、あるいは資金的な支援措置もしていこうということを書いております。これは予算上の支援策として書いております。

そのほかに規制緩和策につきましては、別途、32ページに規制緩和策について書いてございます。これは技術ということも含めて書いてありますが、32ページの(1)の最後の方、「また」以下のところでございます。試験研究とか、新しい技術の企業化を行う漁業者に対して、指定漁業の許可の特例を設けるといって、これは規制緩和、法律制度を改正して取り組むという形で予定しております。

そういった形で規制緩和策についても、まず指定漁業という形で外部から入ってくる。あるいは違う漁業種類をやる。さっき御議論も出ましたけれども、ほかの漁業種類をやっていて例えばサンマに入りたいとか、そういう他の漁業種類への転換も含めて、漁場開発なり新技術の企業化をやる方に特例的な措置ということでの参入の規制緩和をやっていこうという位置付けの手当てもしております。

そういう意味で場所が何箇所かに分かれておりますけれども、予算上の措置で整理しているのと、こちらの方に整理しているのと、それから、先ほどの括弧のところには趣旨として書いてありますが、

制度論としてはこちらの方に書いてあるので、決してそのところは手を抜いているわけではありません。

石井委員 よく分かりました。ただ、やはり今おっしゃっている規制緩和と24ページの(5)で書かれるべき規制緩和というのは、多分ちょっと違うことを読む方はイメージしていると思うので、(5)のAのところは、少し中間論点報告と比べて、かえって分かり難くなったかなという印象を受けるといふ感想を述べておきます。

小野部会長 新規参入に対して規制緩和ということですね。分かりました。

後半部分全体について御意見を願います。

西橋委員 済みません、前回お休みさせていただいているものですから、このことが出ていたかどうか分かりませんのでお尋ねします。4ページの(5)「水産業・漁村に対する国民の期待の高まり」というところなんですが、最後から3行目ですか、「近年、漁村における過疎化・高齢化に伴って、このような活動に後退がみられ、多面的機能の発揮に支障が懸念される状況となっている。」せっかく、水産業・漁村に対する国民の期待の高まりということ、その前の4番に「脆弱化」が言われておまして、こういうふうなことになっているんだと一般的な私たちは思います。それで、こんな深刻な事態になっているのかなと思ったところで、5番目に「国民の期待の高まり」というところで、私たちももっと期待しなくちゃいけないのかなと思っておりましたら、一番最後のところで、「高齢化に伴って、このような活動に後退がみられ、多面的機能の発揮に支障が懸念される状況となっている。」何かせっかく上昇してきたのが、また、ああやっぱりそうなんだと思うような気持ちにさせられてしまいますのは私だけでしょうか。せっかくだったら、国民の期待の高まりというところで言葉的にも終わって、この行数は前の方にでも持って行っていただけたら、もっと分かり易かったかなと思っております。いかがでしょうか。

それから、14ページのオの「消費者・消費者団体」となっておりますが、食を考える者は消費者団体だけなんでしょうか。この「消費者団体」という言葉にとっても違和感を感じます。どのようなことで消費者団体ということに。もちろん消費者団体ということをとどのようにとらえられているのかわかりませんので、ちょっとお尋ねしたいと思います。よろしく願います。

小野部会長 2点でしたが、まず消費者団体。

坂井企画課長 2点目ですけれども、オについては、消費者と消費者団体ということで両方書いてございます。いわゆる中ポツという真ん中に浮かんでいるポツで区分しております。消費者団体だけを意味しているのではなくて、消費者と消費者団体も加えて書いているということでございます。

西橋委員 食育関係者ではいけないんですか。どうしても消費者団体といいますが、消費すべてに関するんですけれども、食だけではなくて、いろいろな問題も絡んでいる団体と思うような印象があるものですから。せっかく消費者とそれから、うまく言えないんですけど、「食育関係者」と言った方が私は、ああ食に関するものかなと思うんですけれども、何か消費者団体というのが。皆さんそれでよければよろしいんですけれども、ちょっと引っかけたものですから。消費者・消費者団体という

とすごく限定されたような感じになるんです。

坂井企画課長 一つは食育ということになりますと、これは消費者団体だけではなくて、食育を幅広く取り組むということで。川上から川下に至るまで。そうするとここでの区分は、アは地方公共団体でございますが、川上から漁業者、漁業者団体、そして先ほど御意見がございましたような食品産業事業者、最終的に消費される消費者・消費者団体という区分ですので、ここで食育関係団体というふうに書きますと、そこでまた横断的になってしまうという点があるかと思えます。

小野部会長 今回の消費者団体の意見について、ほかの委員の方で御意見のある方はいらっしゃいますか。

消費者と消費者団体というのは、よく並べて使うと思えますけどね。

西橋委員 一般的に皆様がそのように素直にとっていただければ、消費者団体としてよろしいと思います。

竹谷漁政部長 あと最初の御指摘、4ページですね。これは結局情勢変化で水産業・漁村に対する、特に多面的機能発揮の面で期待が高まっているということで切ってしまうという考えもあろうかと思いますが、他方、実際残念ながら、そういう期待にこたえられるだけの取組というのが徐々に衰えてきているのも事実でございますので、そういう事実をここへ書くことによって、後で政策の方においてそれを受けの形で、じゃあ多面的機能をしっかり今後とも発揮していくための方策というものを確立していく必要があるというふうに結んでいくという、そういう問題提起のところなものですから、プラス面だけでちょっと追うのはいかなものかなと思っているところでございます。プラス面もあるしマイナス面もあって、そのような流れの中で第3の16ページ以下、実際にはずっと先の30数ページのところにあります多面的機能のところのいろいろな対策に結びついていくきっかけのところでございます。ですから、私どもとしてはこの表現は要るのではないかと考えております。

西橋委員 表現はあっていいんです。ただ、この文言を前の方に持ってきた方が、この国民の期待の高まりというのが生きていくんじゃないかなと思ったんです。国民生活の基盤を支え、国民経済の安定に貢献している。しかし、近年、こういうふうな過疎化でやられているが、国民がゆとりや安らぎのというふうにした方が、何か素人的には分かり易かったんですが。

「国民の期待の高まり」という言葉があったから、ちょっと思っただけで、これでよければよろしゅうございます。以上です。

小野部会長 どうぞ、伊藤委員。

伊藤特別委員 31ページですか、水産エコラベルのことが書いてあるんですが、ここの5行がどういうことをイメージして書かれているのかよくわからないんですけれども、今使われているエコラベルをそのまま使うということではなくて、日本発の何かシステムをつくらうというお考えなのか、その辺がよくわからないんですが。

坂井企画課長 水産エコラベルにつきましては、中間論点整理においても位置付けがされているところですが、これはF A Oの方でガイドラインがございまして、それに基づいたシステムというもの

が標準になってくるわけです。

それで、今あるエコラベルというのは、恐らくMSCが認定機関になっているエコラベルのことを意味されているんだと思いますが、このエコラベルというのは、別にこれは民間の取組として、例えば1国1つでなければいけないといった規定もございませんし、FAOのガイドラインを標準として作ることが望ましいというふうにされておりますけれども、そういった枠組みの中で、もちろん各国における認定機関を別途立ち上げることも可能ですし、あるいはMSCの認定機関とした枠組みももちろん日本でも可能ですので、そこはどのような形にせよ、日本のこれはある意味では当然のことですけれども、資源管理の特徴を十分に反映した漁業についてこの認証を行う場合には、そういった仕組みが必要であるという点を述べているものです。

従いまして、もともとこれは非常に自由度が高い仕組みですので、どこのどのラベルでなければいけないということを限定する趣旨ではなくて、ここでの趣旨は、日本の資源管理の特徴を十分に反映させるシステムが必要だという点を強調して、特に我が国の漁業者の取組の点も将来的には進めていくという点を記したものでございます。

小野部会長 全体的に。

平野特別委員 25ページの「各漁業種類の課題への的確な対応」というところで、ア、イの「遠洋漁業」においては、「漁船の設備・トン数、操業条件や各種検査」となっているわけですが、これは夏のときにも言ったんですが、沿岸漁業の場合は、漁船の各種検査だけであって、規制がトン数とか設備とか操業条件とか抜けているんですよ。何を言うかということ、資料4の5ページに、沿岸漁業の25%の人が漁船漁業に限っては、7割程度の生産額のシェアを占めるようになっているわけですね。だから、ある程度沿岸漁業もここら辺の規制を緩和しないとちょっと無理じゃないかなと思ったんですけれども、ここには、その文言を入れられないような何か問題点があったんだろうかなと思って質問しました。

小野部会長 25、26ページですね、規制緩和、遠洋と沿岸では書き方が違っているわけですが、なぜかということですね。

坂井企画課長 趣旨について説明させていただきますと、ここでは特に中心的な話として、御案内のように遠洋漁業、沖合漁業の場合は指定漁業、あるいは法定知事許可漁業ということで、トン数、あるいは設備、操業条件ですね、これは沿岸漁業に比べますと明確なといいますか、厳しいトン数の上限とかそういったことが定められておりますので、そういった点。また、国交省関係の規制についても、トン数が大きいものの方が各種多岐にわたる規制がございますので、そういった点。特に設備、トン数関係につきましては遠洋・沖合の方が中心であろうということで、こういう書きぶりをさせていただいております。沿岸漁業について該当するような話があれば、それを排除するという趣旨ではないんですが、指定漁業の許可等に当たった規制を念頭に置きますと、遠洋・沖合漁業の方が中心だということで、こういう整理をさせていただいたところでございます。

小野部会長 かなり時間も経過しましたが、この水産基本計画（案）

妻特別委員 幾つかありますけれども、一つは先ほどからT A Cの議論でサンマの例も挙げたように、経営に配慮した設定ということも言われております。そうすると先ほどの話の中で、流通業者、加工関係業者の協議会もいろいろ話をしたりしているということですが、私はもっとT A Cを設定する段階で、この魚の市場とか需要とかどのような状況になっているかということは、資源量の調査と同等に重要性を持っているんじゃないかと思っておりますので、そういったところについて、どこかで多分考えられていると思いますが、そのT A C関係で市場流通関係の解明も必要ではないかというのが1点目です。

2点目は、24 ページで先ほども出てきましたが、(5) のアの最後の4段目からですが、これはちょっとお聞きしたいのは、「さらに、様々なノウハウを有する異業種事業者による漁場等の地域の経営資源を活用した」という、この「漁場等の地域の経営資源を活用した」という意味がよくわからなかったので、何を意味されているのかなということ。経営資源であれば漁場とはちょっと違うかなというのが2点目です。

3点目が、34 ページから 35 ページにかけてのところですが、ウの「地域資源を活かした漁村づくり及び都市と漁村の共生・対流の促進」という、私はこれからこういった支援、政策が非常に大事だと思っております、ぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますが、ただ、全体の文面を読みますと、それはそれで非常にすばらしいと思うんですけれども、もっとこの地域資源を活用した新しい生業というか、海という地域資源を使って新しいそれこそ起業というか、産業おこしというか、私は「海業」というものをイメージしているんですが、そういったことをここでもっと明示した方がいいかなという感想です。

以上、3点です。

小野部会長 コメントがあれば。

坂井企画課長 まず1点目のT A Cの設定につきましては、17 ページで、T A C及びT A Eの設定・管理によって漁業活動を適切な水準に管理すると、ここはまさに基本計画として相対論で書かせていただいているところですが、御指摘の需給関係と生産流通関係は、資源情報だけではなくて今後共有していくということで、17 ページの一番上のウのところに「資源情報の積極的な提供」とございますけれども、「生産流通関係者との情報の共有」ということで明記する形で、この資源状況につきましても、漁業者だけではなくて、生産流通関係者との協議を行って、ひいてはT A C及びT A Eの運用にもだんだん反映させていく。そういったことでこの資源の話として、17 ページの(1) のウのところに位置付けをさせていただいているところでございます。

それから、24 ページの経営資源、ちょっと言葉がここは私どももどういう言葉にするかというのは検討を若干悩んだところでございますが、漁場も経営資源というふうにとらえることが、特に異業種の方ですね、外からノウハウを活用して入って来られる方、利用可能な漁場があれば、そういった経営資源、あるいは漁船といった資源も場合によっては該当すると思っておりますが、そういったものを活用して新規参入する。これは実は19年度で予算措置も講じておりますけれども、そういったことを念頭に

して記述させていただいております。

それから最後の点は、全般的な言葉になっている面はあると思うんですが、私どもとしてはできる限り今御指摘のような点も反映、読み込めるような形で作文させていただいたつもりでございます。ここでは「魅力的な地域資源」という言葉を遣わせていただいておりますけれども、それを活用するというので、その活用の方法自体は「海業」と言う言葉に代表されるような、これも非常に多岐にわたる取組だと思っておりますけれども、なかなか特定し難い。むしろ特定するというよりは、それぞれの創意工夫に基づいて展開していただくことが必要だと思っておりますので、この中ほどに、「地域の主体性と創意工夫に富む取組を促す」という形で、この方向性として示させていただいているところでございます。

婁特別委員 ありがとうございます。2と3はよく分かりましたけれども、あと1ですね、17ページのウの方なんですけど、これは文面からすると、資源の動向や管理について情報共有を図るということですが、私はもっと一步踏み込んで、例えばサンマだったらサンマが、こういったような需要があって市場形成があってということを経験的に把握すれば、TAC設定にも参考になるんじゃないかということですので、こちらが調べた資源、あるいは管理の状況について流通業者に理解していただくだけではなくて、流通業者の持っている需要等の動向予測も図られた方がいいんじゃないかということです。

香川管理課長 その点につきましては、実際に水政審の資源管理分科会の方で、いろんな流通関係の方、あるいは消費者の方とかメンバーになっていただいておりますし、十分御相談しているつもりでございますし、さらに実際にTACを設定する際には、いろんな関係の方、それは漁業者に限らず御意見を伺って現にやっているところでございます。そういうことで、その点につきましては水政審の方でまた十分にやっていきたいと思っております。

小野部会長 そろそろ時間も迫ってきましたが、ほかにまだ御意見を伺っていらっしゃる方、お願いいたします。特にございませんか、最後に発言したいという方。

原田委員 今日まだ発言していなかったもので。今回は個別割当の件とか日経調の話に触れて、今日は盛り上がった議論になりました。それから、個別割当の点についても深く書き入れをしていただいております。随分よくなったというふうに思っております。

最後なんですけれども、19ページの(4)の「海外漁場の維持・開発と国際協力の推進」というところで、1つ目はアの一番最後のところで、「大陸棚の地形・地質に関する調査を実施する。」というのがあります。水産ですから、地質はどうかという感じもするんですけども、全般的なことで調査をします。

それから、イの「海外漁業協力の展開」のところ、海外漁業協力は、国際的な資源管理に資する分野に重点を置いて推進するというふうになっているんですが、従来の海外漁業協力とちょっと違った感じがするんですね。今までですと、海外の漁業技術のレベルを上げるとか教育みたいな面があったんですが、そういうものよりもむしろ資源管理に力点を置いて協力を推進していくというふうに理

解してよろしいでしょうか。

坂井企画課長 まず第1点目の大陸棚の地形・地質のことですが、これは国連海洋法条約によって設定された大陸棚を延長し、その主権的権利を主張するためには、調査が必要となってまいりますので、政府全体として現在この大陸棚の延長について取り組んでいる。その点について記述させていただいているところでございます。

長谷川国際課長 国際課長でございます。イの方の海外漁業協力の件でございますが、従前から海外漁業協力は、海外の漁場の確保とか、また海外の途上国の漁業を通じた産業の発展を図る観点から、キャパシティービルディングを中心にやってきたという経緯がございます。このように「国際的な資源管理に資する分野に重点を置いて」と書いておりますのは、例えば資源管理の面、特にウミガメの混獲とか、それから実際こういった途上国も各種地域漁業管理機関に入って、いろんな資源管理について活動を行うことになっておりますので、そのような面からの支援に力を入れていきたいということでございます。今までこういったことをやってこなかったのを、急にやるというわけではないんですけれども、今までも徐々にやってきてはいたんですが、今後、そういった面により力を入れて支援していきたいという意味合いでございます。

小野部会長 そのほかにもございますか。これぐらいでよろしいでしょうか。

それでは、長時間にわたりまして活発な御議論をありがとうございました。

今日は資料が2つあったわけですが、「漁業の生産構造と経営の展望」について最初に議論しました。これにつきましては、本日いろいろな意見をいただきましたが、事務局でさらに検討を加えていただきたいと思っております。

それから、後に議論しました「水産基本計画」につきましては、今日出された御意見について事務局で取り扱いを検討の上、答申に向けた最終案を作成していただきます。ただ、今回の基本計画(案)の全体の内容につきましては特段の御異論もなかったと思っておりますので、企画部会として御了承いただいたということにして、これから調整が必要な部分もあるかと思っておりますが、今後の取り扱いについては部会長である私に御一任をいただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野部会長 ありがとうございました。それでは、そのような取り扱いをすることにいたします。

その他、事務局から何かございましたらお願いします。

坂井企画課長 基本計画の今後の手続ですが、今後、関係省庁との調整を経まして、3月8日、水産政策審議会で答申という運びを予定しております。また、基本計画につきましては閣議決定をする必要がございますが、3月下旬に閣議決定をする予定にしております。

以上でございます。

小野部会長 ほかに何もありませんので、以上をもちまして本日は閉会といたします。

昨年1月に基本計画変更の諮問を受けましてから、企画部会と小委員会を合わせまして21回にわたるそうですが、それだけの長時間の御審議に御協力いただきまして大変ありがとうございました。心

から感謝いたします。

閉 会